

業 務 取 扱 要 領

59001—59500 雇用継続給付関係
(高年齢雇用継続給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

59001ー	第 1	制度の概要等	1
59100			
59001ー	1	給付の種類	1
59010			
59001	(1)	給付の種類	1
59011ー	2	基本給付金の対象者等	1
59020			
59011	(1)	基本給付金の受給資格	1
59012	(2)	基本給付金の支給対象期間	5
59013	(3)	支給対象月における支給要件	6
59014	(4)	支給対象月の支給額	7
59015	(5)	支給限度額の自動的変更	7
59021ー	3	再就職給付金の対象者等	7
59030			
59021	(1)	再就職給付金の受給資格	7
59022	(2)	再就職給付金の支給対象期間	10
59023	(3)	支給対象月における支給要件	11
59024	(4)	支給対象月の支給額	11
59031ー	4	申請手続の主体等	12
59040			
59031	(1)	管轄安定所	12
59032	(2)	申請手続の主体	12
59033	(3)	電子申請による申請・届出	12
59034	(4)	「受給資格確認票・(初回) 支給申請書」の個人番号に係る取扱い	12
59035	(5)	「受給資格確認票・(初回) 支給申請書」等の本人記名の省略に係る取扱い	15
59041ー	5	支給申請の頻度及び支給申請の期限	15
59050			
59041	(1)	最初の支給申請	15
59042	(2)	事業所の支給申請月の指定	15
59043	(3)	第 2 回目以後の支給申請	16
59044	(4)	指定の手続等	16
59051ー	6	再就職給付金と再就職手当との併給調整	22
59060			
59051	(1)	併給調整の内容及び方法	22
59052	(2)	併給調整に係る受給資格者への周知等	22
59053	(3)	再就職先事業主からの資格取得手続の際の留意事項	23
59061ー	7	船員に対する高年齢雇用継続給付	23
59062			

59061	(1)	船員に対する基本給付金の支給	23
59062	(2)	船員に対する再就職給付金の支給	23
59101ー	第2	基本給付金に係る初回支給申請手続	25
59200			
59101ー	1	手続の概要	25
59110			
59101	(1)	概要	25
59102	(2)	基本給付金に係る最初の支給申請時に賃金月額の登録及び受給資格の確認を行う 場合の手続	25
59103	(3)	初回の支給申請と別に受給資格確認等を行う場合の手続	29
59104	(4)	被保険者が手続を行う場合の取扱い	30
59111ー	2	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出	37
59120			
59111	(1)	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出	37
59112	(2)	添付書類	37
59113	(3)	受給資格確認の時期に係る取扱い	38
59121ー	3	基本給付金に係る賃金月額の算定	41
59130			
59121	(1)	60歳到達時等賃金月額の算定	41
59122	(2)	賃金月額の算定に当たっての留意事項	43
59131ー	4	支給要件の確認	50
59140			
59131	(1)	支給要件の確認内容	50
59132	(2)	支給要件の確認手順	50
59141ー	5	支給額の算定	51
59150			
59141	(1)	支給額の算定方法	51
59142	(2)	実際に支払われた賃金額	52
59143	(3)	みなし賃金額	52
59144	(4)	賃金の支払日の変更となった場合等の取扱い	53
59151ー	6	支給決定に係る手続	55
59160			
59151	(1)	支給の通知等	55
59152	(2)	次回支給対象月及び来所日等の指定	55
59153	(3)	口座振込みによる高年齢雇用継続給付の支給	56
59201ー	第3	基本給付金に係る2回目以降の支給申請手続	57
59250			
59201ー	1	支給申請書の提出	57
59210			

59201	(1)	支給申請書の提出時期	57
59202	(2)	添付書類	57
59211－	2	支給決定手続	60
59220			
59211	(1)	支給要件の確認	60
59212	(2)	支給額の算定	60
59213	(3)	支給決定に係る手続	60
59251－	第4	再就職給付金に係る初回支給申請手続	61
59290			
59251－	1	手続の概要	61
59260			
59251	(1)	概要	61
59252	(2)	再就職給付金に係る受給資格の確認を行う場合の手続	61
59253	(3)	初回の支給申請に併せて受給資格確認を行う場合の手続	62
59254	(4)	被保険者が手続を行う場合の取扱い	62
59261－	2	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出	62
59270			
59261	(1)	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出時期	62
59262	(2)	添付書類	63
59263	(3)	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出時期に係る取扱い	63
59271－	3	受給資格の確認関係手続	64
59280			
59271	(1)	受給資格の確認	64
59272	(2)	受給資格を確認した場合の取扱い	64
59273	(3)	受給資格を満たしていない場合	65
59281－	4	支給申請関係手続	66
59290			
59281	(1)	支給申請書の提出	66
59282	(2)	添付書類	66
59283	(3)	支給要件の確認	66
59284	(4)	支給額の算定	66
59285	(5)	支給決定に係る手続	66
59286	(6)	初回支給申請にあわせて受給資格確認を行う場合の取扱い	66
59291－	第5	再就職給付金に係る2回目以降の支給申請手続	67
59300			
59291－	1	支給申請書の提出	67
59295			
59291	(1)	支給申請書の提出時期	67

59292	(2)	添付書類	67
59296ー	2	支給決定手続	67
59300			
59296	(1)	支給要件の確認	67
59297	(2)	支給額の算定	67
59298	(3)	支給決定に係る手続	67
59301ー	第6	高年齢雇用継続給付の受給資格者が離職により被保険者資格を喪失した	
59350		場合の取扱い	68
59301ー	1	被保険者資格喪失に係る支給対象月に係る取扱い	68
59310			
59301	(1)	1日以上被保険者の空白がある場合	68
59302	(2)	1日の空白もなく被保険者資格を再取得した場合	68
59311ー	2	資格喪失後再度被保険者資格を取得した場合の取扱い	69
59320			
59311	(1)	基本給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失した場合	69
59312	(2)	高年齢雇用継続給付の延長	69
59313	(3)	基本給付金の受給資格者が基本手当受給後に被保険者資格を再取得した 場合	78
59314	(4)	再就職給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失後基本手当を受けずに 再取得した場合	79
59315	(5)	被保険者資格の再取得後の手続に係る留意事項	80
59351ー	第7	出向時の高年齢雇用継続給付の取扱い	81
59370			
59351ー	1	出向に係る雇用保険法上の取扱い	81
59360			
59351	(1)	原則	81
59352	(2)	在籍出向に係る取扱い	81
59353	(3)	移籍出向に係る取扱い	81
59354	(4)	高年齢雇用継続給付の受給資格者が出向した場合の事務取扱い	81
59371ー	第8	未支給高年齢雇用継続給付の支給	83
59400			
59371ー	1	未支給高年齢雇用継続給付の支給	83
59380			
59371	(1)	未支給高年齢雇用継続給付の支給対象者	83
59372	(2)	未支給高年齢雇用継続給付の請求	83
59373	(3)	未支給高年齢雇用継続給付の支給手続	84

59374	(4) 未支給高年齢雇用継続給付の支給	・ ・ ・ ・ ・ 85
-------	---------------------	--------------

59001-59100 第1 制度の概要等

59001-59010 1 給付の種類

59001 (1) 給付の種類

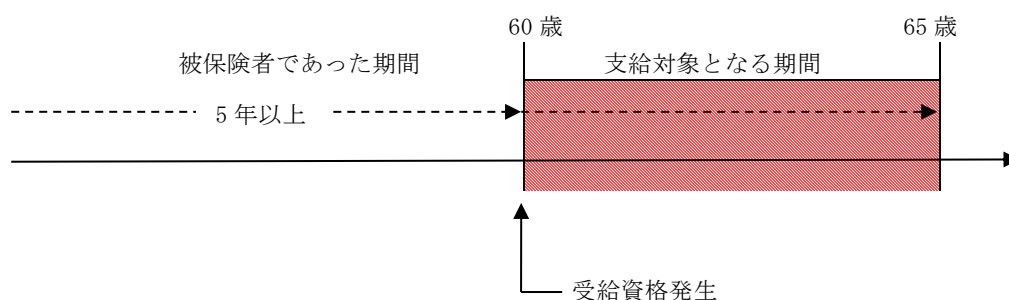
高年齢雇用継続給付は高年齢雇用継続基本給付金（以下「基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下「再就職給付金」という。）からなる。

59011-59020 2 基本給付金の対象者等

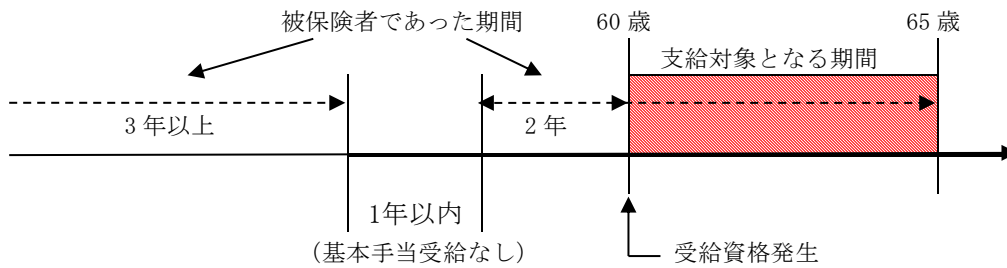
59011 (1) 基本給付金の受給資格

- イ 60歳以上65歳未満の被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）であって、被保険者であった期間が通算して5年以上である者について、基本給付金の受給資格者となる（法第61条第1項）。
- ロ この場合の被保険者であった期間は、基本手当における被保険者であった期間の取扱いと同様に、当該被保険者であった期間に係る被保険者資格を取得した日の直前の被保険者資格を喪失した日が当該被保険者資格の取得日前1年の期間内にある場合であって、この期間内に基本手当（基本手当の支給を受けたものと見なされる傷病手当、就業手当及び再就職手当（早期就業支援金及び早期再就職支援金（平成15年2月27日付け厚生労働省発職第0227001号「早期再就職者支援基金事業の実施について」の別紙「早期再就職者支援基金事業実施要領」第5の1(2)イ及びロに規定する「早期就業支援金」及び「早期再就職支援金」をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は特例一時金の支給を受けていない場合に通算される。また、以下に掲げる期間に該当する期間を除いて算定すること。（法第61条第1項第1号、法第22条第3項及び第4項、法第37条第6項、法第56条の2第4項及び第5項、業務取扱要領50302参照。船員保険の被保険者であった期間を有する者については、業務取扱要領50302ロ参照）。
- (イ) 教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者については、休暇開始日前の被保険者であった期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間
- (ロ) 育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある者については、これらの給付金の支給に係る休業の期間
- ハ 具体的には、以下の場合に基本給付金の受給資格者となる。
- (イ) 60歳に達した一般被保険者（以下「60歳到達者」という。）であって、60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）（以下「60歳到達時」という。）において被保険者であった期間（短期雇用特例被保険者であった期間を含む。以下同じ。）が通算して5年以上である場合

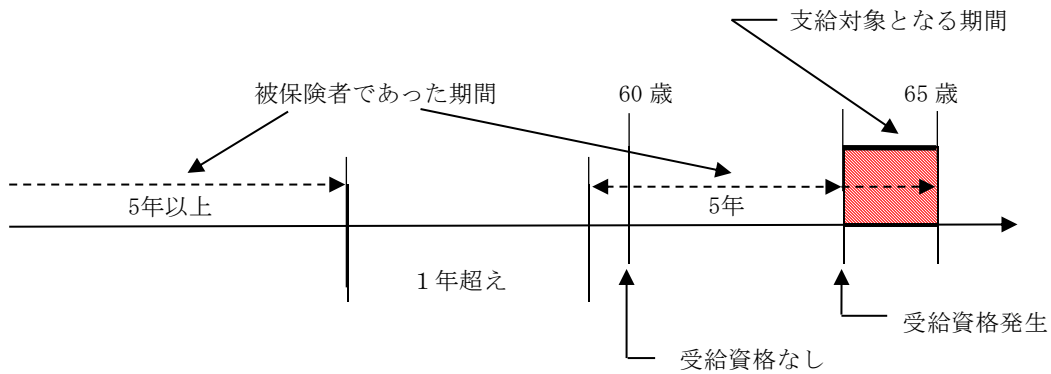
（例示1）



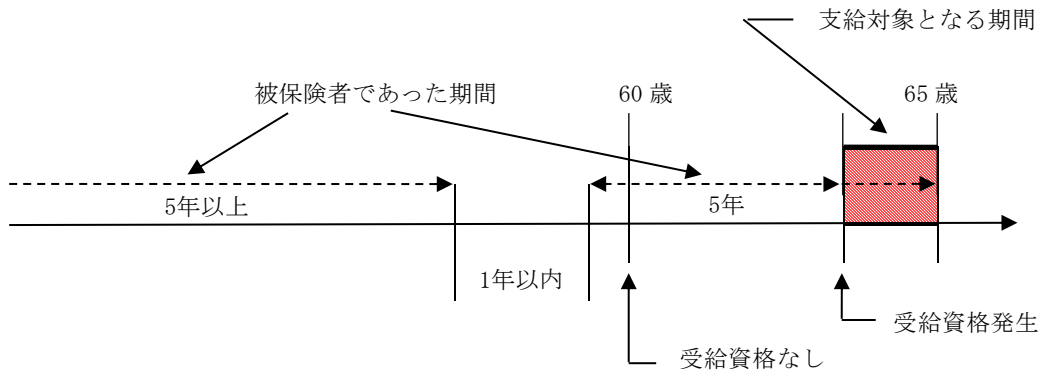
(例示 2)



(例示 3) 1 年を超えた期間は通算できない

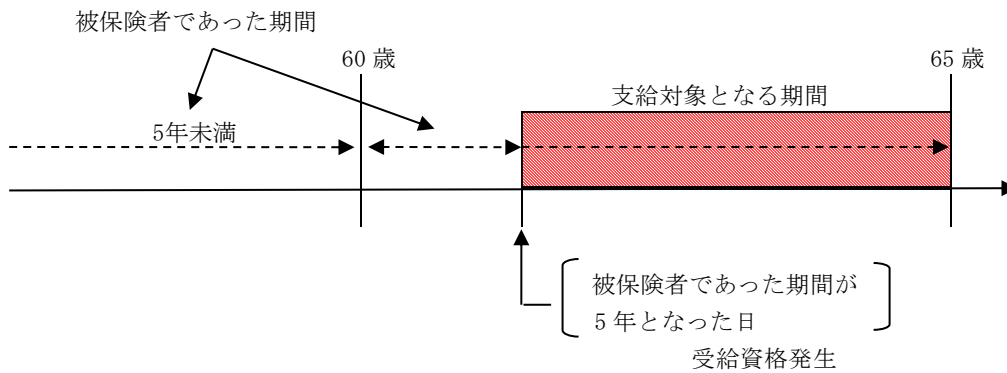


(例示 4) 資格喪失時と資格取得時の間が 1 年以内であっても基本手当を受給した場合は通算できない

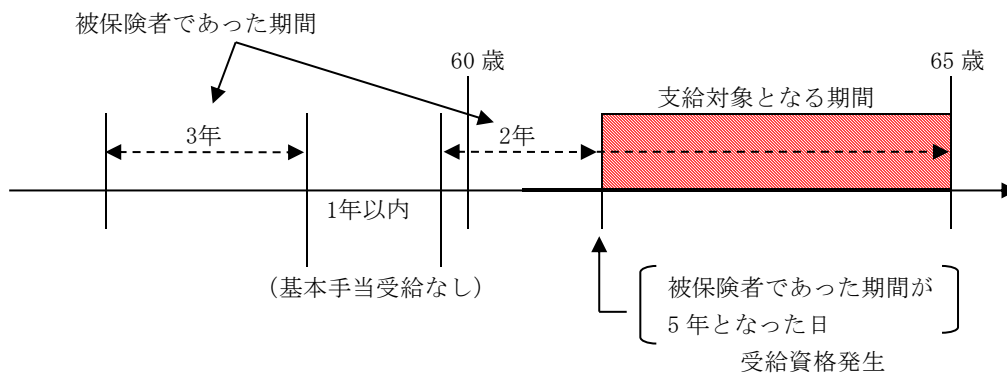


- (四) 60 歳到達時において被保険者であった期間が通算して 5 年未満の 60 歳到達者については、60 歳に達した日の翌日から満 65 歳に達した日の前日までの期間に被保険者であった期間が 5 年以上となった場合

(例示 1)

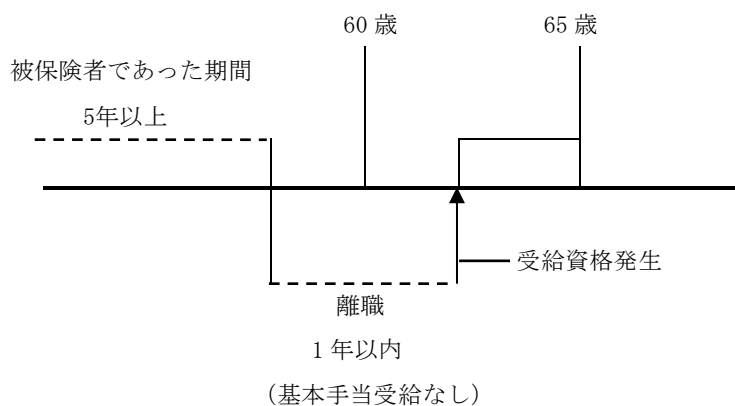


(例示 2)

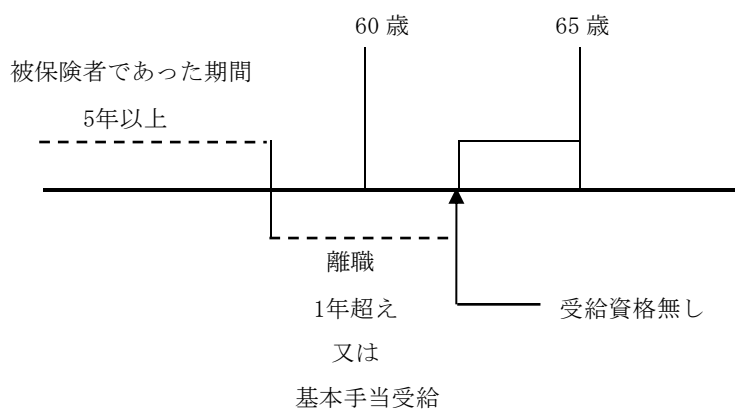


- (ハ) 60 歳到達時に被保険者でなかった者であって、次のすべての要件を満たす場合
- 60 歳到達時後に被保険者資格を取得した場合であって、当該被保険者資格を取得した日の直前の被保険者資格の喪失日が、当該被保険者資格を取得した日前 1 年の期間（当該 1 年の期間内で、基本手当に係る受給期間を延長している場合は、その延長された受給期間）内にあること
 - a における被保険者資格を喪失していた期間内に基本手当又は特例一時金の支給を受けていないこと
 - 当該直前の被保険者資格の喪失日の前日において被保険者であった期間が通算して 5 年以上であること

(例示 1)

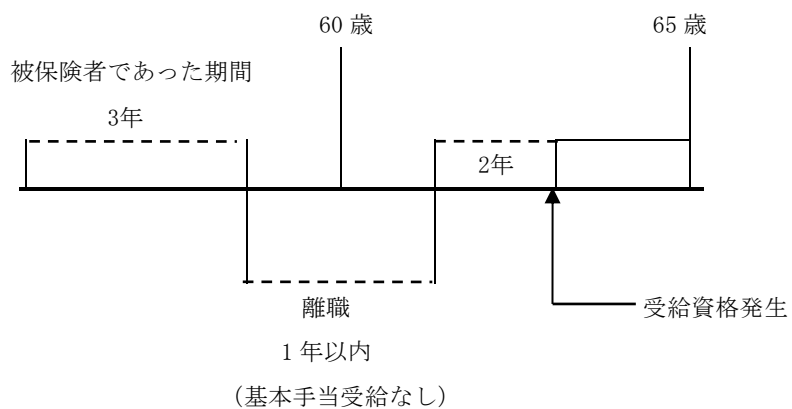


(例示 2)



(二) 60 歳到達時に被保険者でなかった者であつて 60 歳到達時前に被保険者であった期間が通算して 5 年未満の場合であつて、60 歳到達時に達した日の翌日から満 65 歳に達した日の前日までの期間に被保険者であった期間が 5 年以上となった場合

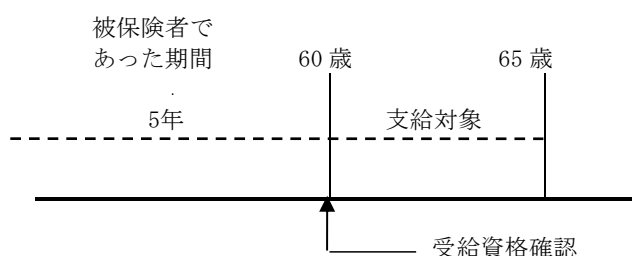
(例示 1)



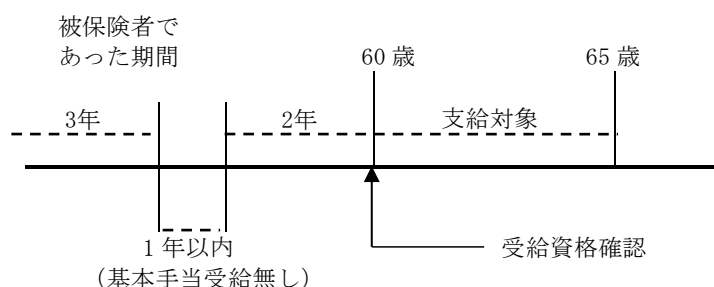
59012 (2) 基本給付金の支給対象期間

- イ 60 歳到達時において受給資格が確認される場合は、60 歳到達時の属する月から、65 歳に達する日（65 歳の誕生日の前日）の属する月までである。
- ロ 60 歳到達後において被保険者であった期間が 5 年に達することにより受給資格が確認される場合は、当該通算した被保険者であった期間が 5 年に達する日の属する月から、65 歳に達する日の属する月までである。
- ハ 60 歳到達時で被保険者でなかった者であって、60 歳到達後に被保険者資格を取得することにより受給資格が確認される場合は、当該被保険者資格を取得した日の属する月（当該取得日がある日の属する暦月の初日でない場合は翌月）から 65 歳に達する日の属する月までである。
- ニ 60 歳到達時で被保険者でなかった者であって、60 歳到達後に被保険者資格を取得し、その後に被保険者であった期間が通算して 5 年以上となることにより受給資格が確認される場合は、当該受給資格が確認される日の属する月から 65 歳に達する日の属する月までである。

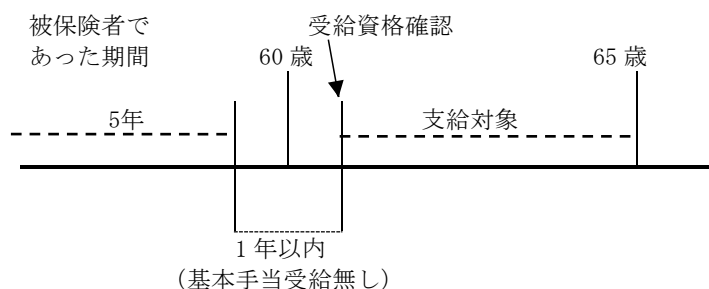
(例示 1)



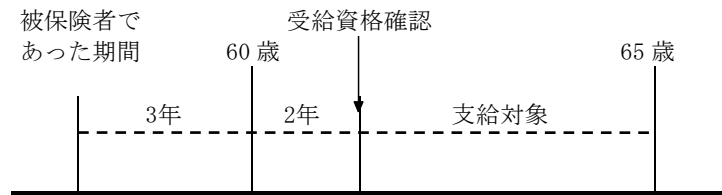
(例示 2)



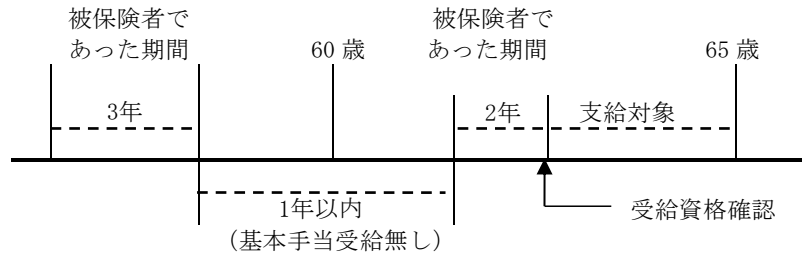
(例示 3)



(例示 4)



(例示 5)



59013 (3) 支給対象月における支給要件

イ 支給対象期間の暦月（支給対象月）において、初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること。

この暦月を「雇用月」という。

ロ 雇用月に支払われた賃金額（雇用月に実際に支払われた賃金額に、非行、疾病等の理由により賃金の減額の対象となった日がある場合については、当該減額された賃金が支払われたものとみなして算定した賃金額を加えた額（みなし賃金額）。詳細は 59143 参照）が、基本給付金に係る賃金月額額の 75%未満となること。

「基本給付金に係る賃金月額」とは、原則として、60 歳到達時（60 歳到達時で被保険者でなかった場合についてはその直前の被保険者資格喪失日の前日、60 歳到達時あるいは被保険者資格喪失日の前日に受給資格を満たしていない場合は 60 歳以降 65 歳未満の間で受給資格を満たした日）を受給資格に係る離職日とみなして、同日から遡って 6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除した賃金日額の 30 日分の額をいう。

ハ 雇用月に支払われた賃金額（実際に支払われた賃金額に減額された賃金の額を加えたみなし賃金額）が、支給限度額（59015 参照）未満であること。

ニ 雇用月において育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、介護休業給付又は教育訓練休暇給付金の支給を受けることができないこと。

したがって、当該休業を取得したことにより、雇用月の初日から末日までの間に引き続いて育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金又は介護休業給付の支給対象となる休業を取得していた場合、又は当該休暇の取得をしたことにより、雇用月の初日から末日までの間に教育訓練休暇給付金の支給対象となる休暇を取得していた場合は、当該雇用月に係る高年齢雇用継続給付の支給はなされない。

なお、高年齢雇用継続給付の支給を受けた場合は育児時短就業給付金の支給対象月とならないことに留意すること（法第 61 条の 12 第 10 項、業務取扱要領 60506 イ(ニ)参照）。

59014 (4) 支給対象月の支給額

イ 基本給付金は、雇用月に実際に支払われた賃金額の 10%(※)に相当する額を月単位で支給する。ただし、この支給額には以下のとおり一定の限度が設けられている。

※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に 60 歳に達した日（その日時点で被保険者期間が 5 年以上となった日）を迎えた者は 15%。

ロ 雇用月に支払われた賃金額（実際に支払われた賃金額に減額された賃金の額を加えたみなし賃金額）が、基本給付金に係る賃金月額額の 64%に相当する額以上であるときは、当該賃金額が通増する程度に応じ 10%から一定の割合で通減させた率(※)を、当該雇用月に実際に支払われた賃金額に乘じた額を支給すること（詳細は 59141 ロ(四)参照）。

※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に 60 歳に達した日（その日時点で被保険者期間が 5 年以上となった日）を迎えた者は、雇用月に支払われた賃金額（実際に支払われた賃金額に減額された賃金の額を加えたみなし賃金額）が、基本給付金に係る賃金月額額の 61%に相当する額以上であるときは、当該賃金額が通増する程度に応じ 15%から一定の割合で通減させた率。

ハ 雇用月に実際に支払われた賃金額（減額された賃金の額を加えない額）と基本給付金の額（月額）としてイ又はロにより算定された額の合計額が、支給限度額（59015 参照）を超えるときは、支給限度額から当該雇用月に実際に支払われた賃金額を減じて得た額を基本給付金の額として支給すること。

ニ 基本給付金の額（月額）が支給申請月の初日における賃金日額の最低限度額の 8 割に相当する額（その額が法第 18 条の規定により変更されたときは、その変更後の額。）を超えないときはこれを不支給とすること（法第 61 条第 6 項）。

59015 (5) 支給限度額の自動的変更

イ 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が、直近の支給限度額が変更された年度の前年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の 8 月 1 日以後の支給限度額を変更しなければならないとされている（法第 61 条第 7 項）。

ロ 上記イにより変更された支給限度額は、変更のつど、厚生労働大臣告示及び通達により示されることとされており、具体的な金額等はそれらを参照すること。

59021-59030 3 再就職給付金の対象者等

59021 (1) 再就職給付金の受給資格

イ 受給資格に基づく基本手当の支給を受けた後、60 歳到達時以後に 1 年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたことにより被保険者として雇用された者について、当該被保険者資格の取得日が当該基本手当の受給期間内（当該受給期間を延長している場合も含む。）にある場合、再就職給付金の受給資格者となる。

この場合の 1 年以下の期間の定めのある雇用に就いた場合の取扱いについては、再就職手当の取扱いと同様である（業務取扱要領 57052 イ(四)①参照）。

ロ イの基本手当の受給資格については、当該受給資格に係る離職の日において被保険者であった期間が通算して 5 年以上であることが必要である（業務取扱要領 50302 参照。船員保険の被保険者であった期間を有する者については、業務取扱要領 50302 ロ参照）。

ハ イの受給期間内に安定した職業に就いたことについては、当該職業についた日の前日における

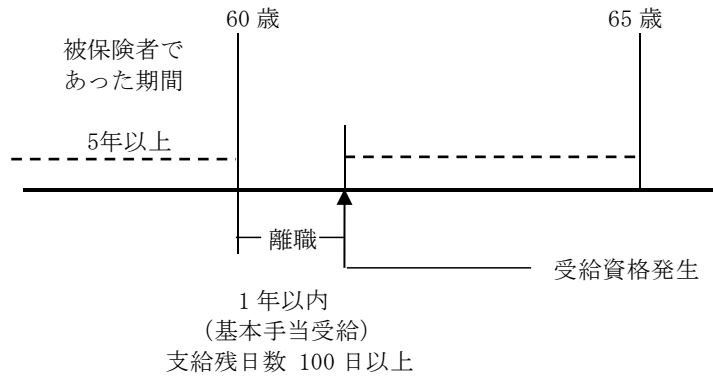
基本手当の支給残日数が100日以上であることが必要である。

ニ イの安定した職業についたことについては、当該職業についたことにより再就職手当の支給を受けていないことが必要である。

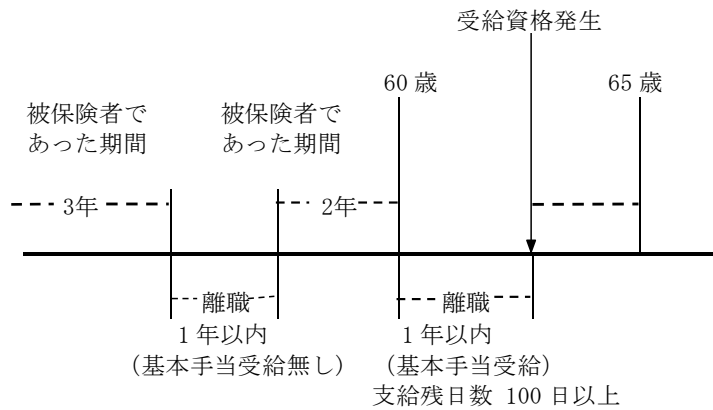
ホ 具体的には以下の場合に再就職給付金の受給資格者となる。

- (イ) 60歳到達時に離職した者が基本手当の支給を受け、当該基本手当の受給期間内に、その支給残日数が100以上の時点で新たに安定した職業に就き、一般被保険者になった場合。

(例示1)



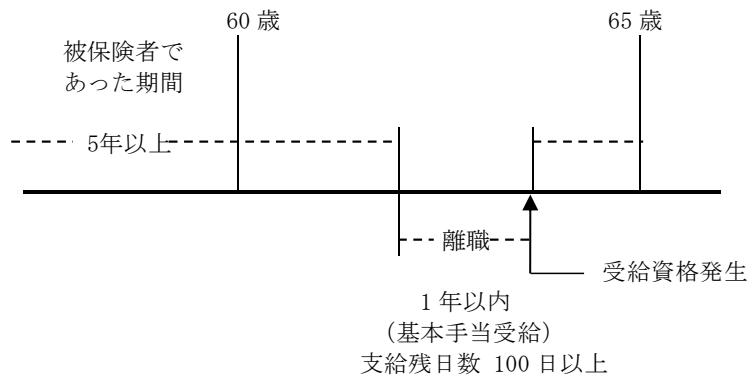
(例示2)



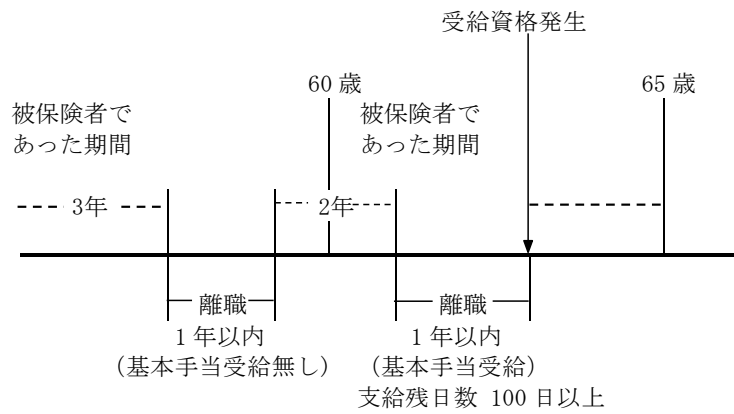
- (ロ) 60歳到達時に一般被保険者であった者がその後に離職し、基本手当の支給を受け、当該基本手当の受給期間内に、その支給残日数が100以上の時点で新たに安定した職業に就き、一般被保険者になった場合。

なお、この場合、60歳到達時から離職するまでの間に基本給付金の支給を受けていた者についても、所要の要件に該当すれば再就職給付金の受給資格者となり得る。

(例示 1)

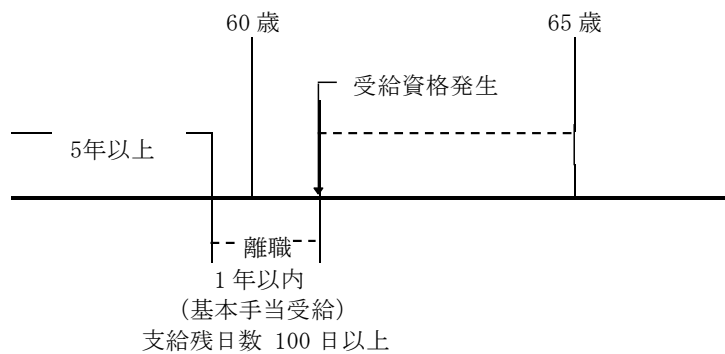


(例示 2)

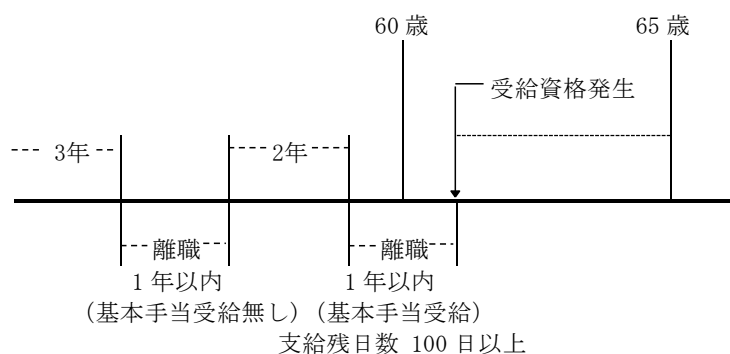


- ハ) 60 歳到達時に被保険者でなかった者であっても、その直前の被保険者資格に基づき基本手当の支給を受け、かつ、60 歳到達時以後、当該基本手当の受給期間内にその支給残日数が 100 日以上の時点で新たに安定した職業に就き、一般被保険者となった場合。

(例示 1)



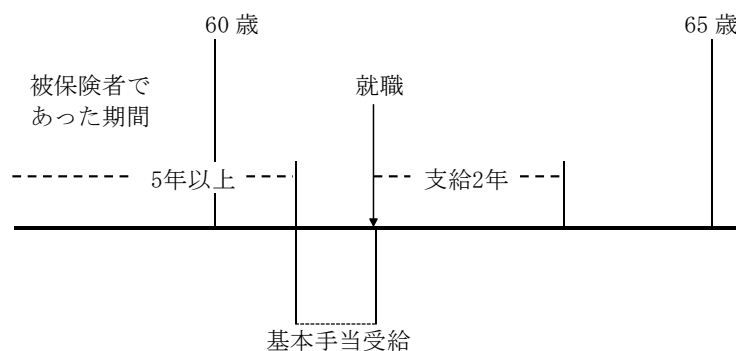
(例示 2)



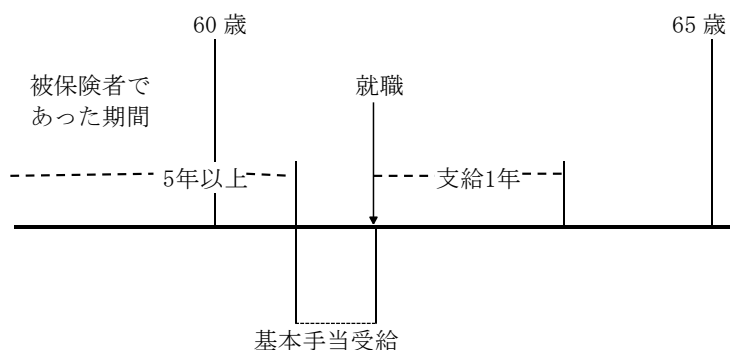
59022 (2) 再就職給付金の支給対象期間

- イ 当該新たな被保険者となった日の前日における基本手当の支給残日数が 200 日以上の場合については、当該被保険者となった日の翌日から 2 年を経過した日の属する月までとなる。
- ロ 当該新たに被保険者となった日の前日における基本手当の支給残日数が 100 日以上 200 日未満の場合については、当該被保険者となった日の翌日から 1 年を経過した日の属する月までとなる。
- ハ ただし、イ及びロにおいて、当該 2 年又は 1 年を経過する日の前に 65 歳に達する日がある場合には、当該 65 歳に達する日の属する月までとなる。

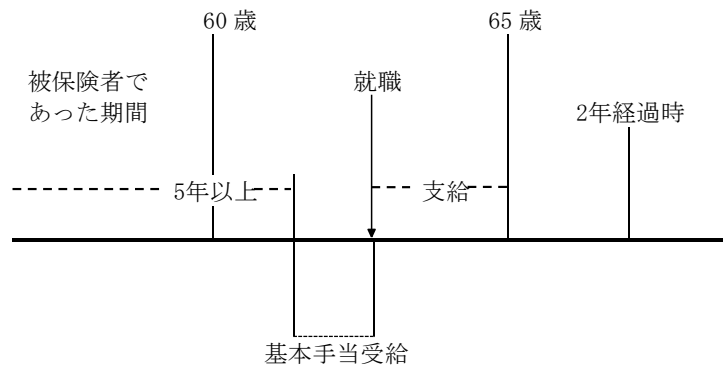
(例示 1) 基本手当の支給残日数が 200 日以上の場合



(例示 2) 基本手当の支給残日数が 100 日以上 200 日未満の場合



(例示 3) 基本手当の支給残日数が 200 日以上の場合であって、就職後 2 年を経過する前に 65 歳に到達する場合



59023 (3) 支給対象月における支給要件

イ 支給対象期間の暦月（支給対象月）において、初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること。

この暦月を「雇用月」という。

ロ 雇用月に支払われた賃金額（雇用月に実際に支払われた賃金額に、非行、疾病等の理由により賃金の減額の対象となった日がある場合については、当該減額された賃金が支払われたものとみなして算定した賃金額を加えた額（みなし賃金額）。詳細は 59143 参照）が、再就職給付金に係る賃金月額額の 75%未満となること。

「再就職給付金に係る賃金月額」とは、再就職前に受給していた基本手当の算定の基礎となった賃金月額額の 30 日分の額をいう。

ハ 雇用月に支払われた賃金額（実際に支払われた賃金額に減額された賃金の額を加えたみなし賃金額）が、支給限度額（59015 参照）未満であること。

ニ 雇用月において育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、介護休業給付又は教育訓練休暇給付金の支給を受けることができないこと。

したがって、当該休業を取得したことにより、雇用月の初日から末日までの間に引き続いて育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金又は介護休業給付の支給の対象となる休業を取得していた場合、又は当該休暇の取得をしたことにより、雇用月の初日から末日までの間に教育訓練休暇給付金の支給対象となる休暇を取得していた場合は、当該雇用月に係る高年齢雇用継続給付の支給はなされない。

なお、高年齢雇用継続給付の支給を受けた場合は育児時短就業給付金の支給対象月とならないことに留意すること（法第 61 条の 12 第 10 項、業務取扱要領 60506 イ(ニ)参照）。

59024 (4) 支給対象月の支給額

イ 再就職給付金は、当該雇用月に実際に支払われた賃金額の 10% (※) に相当する額を月単位で支給する。

ただし、この支給額には以下のとおり基本給付金と同様に一定の限度が設けられている。

※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対する再就職給付金については 15%。

ロ 雇用月に支払われた賃金額（実際に支払われた賃金額に減額された賃金の額を加えたみなし賃

金額)が、再就職給付金に係る賃金月額の 64%に相当する額以上であるときは、当該賃金額が逡増する程度に応じ 10%から一定の割合で逡減させた率(※)を、当該雇用月に実際に支払われた賃金額に乗じた額を支給すること(詳細については 59141 ロ(四)参照)。

※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対する再就職給付金については、雇用月に支払われた賃金額(実際に支払われた賃金額に逡減された賃金の額を加えたみなし賃金額)が、再就職給付金に係る賃金月額 61%に相当する額以上であるときは、当該賃金額が逡増する程度に応じ 15%から一定の割合で逡減させた率。

ハ 雇用月に実際に支払われた賃金額(逡減された賃金の額を加えない額)と再就職給付金の額(月額)としてイ又はロにより算定された合計額が、支給限度額(59015 参照)を超えるときは、支給限度額から当該雇用月に実際に支払われた賃金額を逡じて得た額を再就職給付金の額として支給すること。

ニ 再就職給付金の額(月額)が支給申請月の初日における賃金日額の最低限度額の 8 割に相当する額(その額が法第 18 条の規定により逡更されたときは、その逡更後の額。)を超えないときはこれを不支給とすること(法第 61 条の 2 第 3 項において読み替えて逡用する法第 61 条第 6 項)。

59031-59040 4 申請逡続の主体等

59031 (1) 管轄安定所

高年齢雇用逡続給付関係逡続については、当該高年齢雇用逡続給付に係る被保険者を雇用する事業主の事業所を管轄する公共職業安定所(以下「事業所管轄安定所」という。)において逡う。

59032 (2) 申請逡続の主体

高年齢雇用逡続給付の支給に関し、事業所管轄安定所に逡出すべき各種申請逡等の作成については、法律上原則として当該給付を受けようとする被保険者が逡うこととされているが、これらの各種申請逡逡きについては、原則として、当該被保険者を雇用する事業主を経由して逡うこととする。

ただし、この逡扱いは、被保険者本人がこれらの各種申請を逡うことを妨げるものではなく、当該被保険者が自ら申請逡逡きを逡うことを希望する場合等は、事業主を経由せずこれを逡うことも逡めるものとする。

なお、この場合、高年齢雇用逡続給付の支給申請等の逡続については、逡送等により逡うことも逡し逡えない(逡送の場合は逡信日を申請日とする。))。

59033 (3) 逡子申請等による申請・逡出

事業主等が 23302 ロの逡合逡略の対象事業主等に逡当し、かつ、23302 ハに掲げる高年齢雇用逡続給付関係逡続である場合には、管轄安定所は、関係逡類との逡合を逡略逡ける(逡務逡扱逡領 23302 参照)。

59034 (4) 「逡給資格逡認票・(初回)支給申請逡」の逡人番号に係る逡扱い

イ 逡政逡続における特定の逡人を逡別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 16 条において、逡人番号利用逡務等逡施者(逡人番号利用逡務逡施者及び逡人番号関係逡務逡施者をいう。)は、逡人番号の逡供を受ける場合に逡人逡認の逡置をと

ることが義務付けられている。番号法第 16 条における本人確認の措置とは、「提供される個人番号の真正性の確認（提供される個人番号が正しいものであるか）」、「個人番号を提供する者の実在（身元）確認（提供する者は個人番号を有する者本人に間違いはないか）」及び「（本人の代理人から提供を受ける場合）代理権の確認」を行うことをいう。

事業主、本人又は本人の代理人が高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（以下「受給資格確認票・（初回）支給申請書」という。）を提出する場合（電子申請、郵送により提出する場合を含む。以下イにおいて同じ。）は、本人の個人番号を記載する必要があり、このときに必要な本人確認の措置は、以下のとおりである。

（イ）事業主等が提出する場合

事業主等が受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号を記載して提出する場合、事業主等が個人番号関係事務実施者として、23601 ニ（ロ）に規定する別紙「雇用保険分野における事業主等が行う本人確認措置」に基づき、本人確認の措置を行う。このため、事業所管轄安定所が本人確認の措置を行うことは不要である。

（ロ）本人が提出する場合

本人が受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号を記載して提出する場合、事業所管轄安定所が個人番号利用事務実施者として、本人確認の措置を行う。事業所管轄安定所は、50005 ロ（イ）の書類によって本人の個人番号の真正性の確認を行うとともに、50005 ロ（ロ）の書類によって本人の身元（実在）確認を行う。

提出された受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号の記載はあるが、確認書類により個人番号の真正性の確認又は本人の身元（実在）確認ができないときは、事業所管轄安定所は、受給資格確認票・（初回）支給申請書を返戻し、確認書類を添付させた上で受理する。ただし、郵送により提出された受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号が記載はあるが、個人番号の真正性の確認又は本人の身元（実在）確認の書類が添付されていないときは、個人番号の記載された受給資格確認票・（初回）支給申請書の返送は行わず、確認書類の追完をもって受理する。

また、事業所管轄安定所は、個人番号の真正性の確認について、受給資格確認票・（初回）支給申請書に記載された個人番号に基づいて、既に他の届出等で本人の個人番号が登録されているときは他の届出等で作成された特定個人情報ファイルの検索により、他の届出等で本人の個人番号が登録されていないときは住民基本台帳ネットワークシステムへの照会により、確認することができる。具体的には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に記載された個人番号によって特定個人情報ファイル又は住民基本台帳ネットワークシステムより取得した氏名、性別、生年月日、住所等の情報が、本人の情報と一致することを確認する。

（ハ）本人の代理人が提出する場合

本人の代理人が受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号を記載して提出する場合、事業所管轄安定所が個人番号利用事務実施者として、本人確認の措置を行う。事業所管轄安定所は、本人氏名、本人住居所、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属及び代理申請の理由を記載した委任状を提出させ代理権の確認を行うほか、50005 ロ（イ）の書類によって本人の個人番号の真正性の確認を行うとともに、50005 ロ（ロ）の書類によって本人の代理人の身元（実在）確認を行う。

ただし、社会保険労務士による提出代行の場合は、社会保険労務士の名称を冠した氏名の記載又は定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。また、社会保険労務士の身元（実在）確認については、受給資格確認票・（初回）支給申請書を社会保険労務士が持参した場合は社

会保険労務士証等により確認することとし、社会保険労務士が電子申請により提出した場合は社会保険労務士の電子証明がされていること（G ビズ ID を用いた電子申請により提出した場合は社会保険労務士証票の写しが添付されていること）により確認する。

提出された受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号の記載はあるが、確認書類により個人番号の真正性の確認、代理人の身元（実在）確認又は代理権の確認ができないときは、事業所管轄安定所は、受給資格確認票・（初回）支給申請書を返戻し、確認書類を添付させた上で受理する。ただし、郵送により提出された受給資格確認票・（初回）支給申請書に個人番号の記載はあるが、個人番号の真正性の確認、代理人の身元（実在）確認又は代理権の確認の書類が添付されていないときは、個人番号の記載された受給資格確認票・（初回）支給申請書の返送は行わず、確認書類の追完をもって受理する。

また、事業所管轄安定所は、個人番号の真正性の確認について、受給資格確認票・（初回）支給申請書に記載された個人番号に基づいて、既に他の届出等で本人の個人番号が登録されているときは他の届出等で作成された特定個人情報ファイルの検索により、確認することができる。具体的には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に記載された個人番号によって特定個人情報ファイルより取得した氏名、性別、生年月日、住所等の情報が、本人の情報と一致することを確認する。

ロ 事業所管安定所は、受給資格確認票・（初回）支給申請書に必要な個人番号の記載がない場合は、返戻し、記載を受けた上で受理する。

なお、個人番号登録届による別途の届出を予定している場合や被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、個人番号の記載のない受給資格確認票・（初回）支給申請書については、必要な確認等を行った上で受理して差し支えない。

ハ 事業主、本人又は本人の代理人が受給資格確認票・（初回）支給申請書を郵送で提出する場合、事業所管轄安定所は、普通郵便でも受理するが、事故防止のために追跡可能な簡易書留等によるよう依頼を行う。また、本人又は本人の代理人が受給資格確認票・（初回）支給申請書を郵送で提出する場合の 50005 ロ (イ)、(ロ) の書類については、写しを添付するよう依頼する。

二 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」については、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第 2、第 3 の 1 及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

(イ) 具体的には、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

(ロ) 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されることとなるため、事業主等（本人申請の場合は本人）に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は個人番号登録届又は個人番号変更届により改めて個人番号を届出させ入力を行う。

なお、被保険者番号が異なっているが氏名、生年月日、性別等から同一人物である疑いがある場合には、個人番号及びその他 3 情報（カナ氏名・性別・生年月日）がすべて一致している場合

には同一人物であると判断し、職権で被保険者番号の統一等の処理を行うこととする。

- (ハ) 個人番号の記載のある「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。
- (ニ) 個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示を受けることで足りるため、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄する必要がある。廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。
- (ホ) 個人番号の記載がある「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

59035 (5) 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」等の本人記名の省略に係る取扱い

受給資格確認票・（初回）支給申請書、高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第 33 号の 3 の 2）及び雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（様式第 33 号の 4。以下「賃金証明書」という。）について、事業主が被保険者からの申請に係る同意書を徴し、保存してもらうことを以て、被保険者の記名を省略する。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載させる。

なお、同意書については、事業主が被保険者に対して同意書を提出させており、これを事業主が保存していることで足り、事業所管轄安定所において、初回申請時以降同意書の提出を求める必要はない。申請者氏名欄に申請者氏名が記載されている場合であっても不備返戻しないこと。

59041-59050 5 支給申請の頻度及び支給申請の期限

59041 (1) 最初の支給申請

イ 最初に高年齢雇用継続給付の支給を受けようとするときは、当該最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して 4 か月以内に必要書類を添えて受給資格確認票・（初回）支給申請書を事業所の所在を管轄する公共職業安定所に提出しなければならない。

なお、当該支給申請月の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請の期間の末日とみなされる。

ロ なお、実際には、当該最初の支給申請についても、支給期限内である限り、できるだけ、59042 の事業所の支給申請月に、第 2 回目以後の支給申請を行う者に係る申請と同時にを行うよう事業主の協力を求めることとする。

この場合、最初の支給申請に係る実際の支給対象月は、2 か月又は 1 か月となる。

59042 (2) 事業所の支給申請月の指定

受給資格者に係る最初の支給申請は支給対象月の初日から起算して 4 か月以内に行うこととなっているが、第 2 回目以後の支給申請からは、一の事業所に雇用される受給資格者について一括して同じ時期に支給申請が行えるよう、事業所ごとにあらかじめ定められた支給申請月を基礎として、一律に支給申請月を指定する。

このため、事業所管轄安定所は、一の事業所から、その雇用する労働者について初めて高年齢雇用継続給付の支給申請がなされたときは、2 か月に 1 度となるような形で当該事業所の支給申請月をあらかじめ指定する。

この支給申請月は、事業所により、奇数月型（1月・3月・5月・7月・9月・11月型）あるいは偶数月型（2月・4月・6月・8月・10月・12月型）のいずれかの型となる。

59043 (3) 第2回目以後の支給申請

第2回目以後の支給申請については、個々の受給資格者についてそれぞれ支給対象月ごとの支給申請月を指定するが、その指定においては、各支給対象月について、その翌月以後最初に到来する事業所の支給申請月を、当該支給対象月の支給申請月として指定する。

この指定は、原則として、支給申請がなされるごとに、それぞれ次の事業所の支給申請月の前月までの支給対象月について、その都度行う。

これにより、一の事業所に雇用される受給資格者について、第2回目以後は一律に、かつ、原則として2か月ごとにまとめて支給申請が行われることとなる。

59044 (4) 指定の手続等

イ 事業所管轄安定所は、一の事業所から、その雇用する労働者について初めて高年齢雇用継続給付の支給申請等がなされたとき（すなわち、それまで当該事業所について事業所の支給申請月が定められていないとき）は、当該事業所の都合及び安定所の事務量を勘案した上で、奇数月型（1月・3月・5月・7月・9月・11月型）か偶数月型（2月・4月・6月・8月・10月・12月型）のいずれかの型で、当該事業所の支給申請月を定めるとともに、各受給資格者に係る支給申請月は、支給申請の際に次の支給申請月を定める形で指定することを事業主に周知する。

ロ 事業所管轄安定所は、最初の支給決定がなされた場合には、次の支給申請分、すなわち今回の支給申請に係る支給対象月の翌月及び翌々月の2か月分の支給対象月についてそれぞれ支給申請月を指定する。

この場合、当該2か月の支給対象月についてはいずれも、その翌月以降最初に到来する事業所の支給申請月を、その受給資格者に係る支給申請月として一律に指定する。

ハ さらに、それ以後の支給申請についても、ロと同様の手続きにより、それぞれの支給申請時にあらかじめ次の2か月分の支給対象月について支給申請月を指定する。

ニ 当該最初の支給申請についても、支給申請期限内である限り、できるだけ、この事業所の支給申請月に、第2回目以後の支給申請を行う者に係る申請と同時にを行うよう事業主の協力を求めることとするが、初回の支給申請が、当該事業所に係る支給申請月でなかった場合も、当該申請のあった月の前の3か月分の支給申請は受理しなければならないので留意する。

ホ 実際には、この支給申請月の指定にあわせて、支給申請のための来所日まで定め、その指定された来所日に支給申請を行うよう事業主の協力を求めることとする。

ただし、事業所管轄安定所における支給申請件数が比較的少なく、また、結果的にある特定日に支給申請が集中したとしても、処理可能であると判断できる場合は、来所日を定めることなく特定の週を定めることとして差し支えない。

なお、この来所日等はあくまでも事業主の協力の下、便宜的に定めるものであるので事業主があらかじめ定められた来所日等に来所できない場合は、支給申請月の都合のよい日に来所し支給申請を行うよう指導する。

この場合、できるかぎり当該来所日等の前に指定された来所日等に来所できない旨を事業所管轄安定所に連絡し、新たに来所日等の指定を受けるよう協力を求めることとする。

ヘ このように支給申請月を基礎として、支給対象月、支給申請月中の来所日等を指定することに

よって、一の事業所における受給資格者については、一律に、支給対象月、来所日等が定められることとなる。

ト その雇用する受給資格者について、次回の支給申請月及び来所日等の指定を受けた事業所の事業主は、この来所日等に、当該支給申請月に係る支給対象月についての支給申請を行う。

チ 事業所の指定申請月についていったん指定を受けた場合は、当該事業所が変更の申出を行わない限り、その後継続、固定して、当該指定申請月を基礎として、その事業所に雇用される受給資格者について、支給申請月を定めることとする。

なお、この変更を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

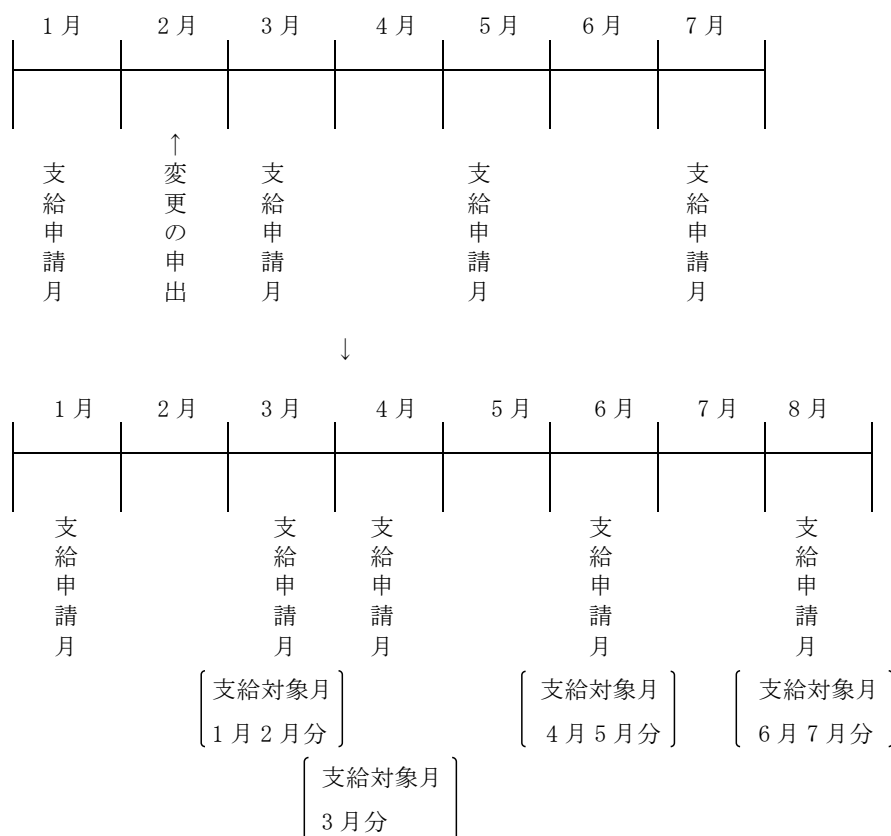
(イ) この指定申請月の変更は、当該指定された申請月に支給申請を行うことが当該事業所における事務量の増加等の理由により恒常的に困難を伴うこととなった場合に、当該事業所の申出により行うこととする。

したがって、1 回限りの変更といった取扱いは行わない。

(ロ) この指定申請月の変更の申出が行われた場合であっても、当該申出をした日の属する月を支給対象月とする支給申請月の変更は行わないで、当該支給申請月の翌月を再度支給申請月として指定する。

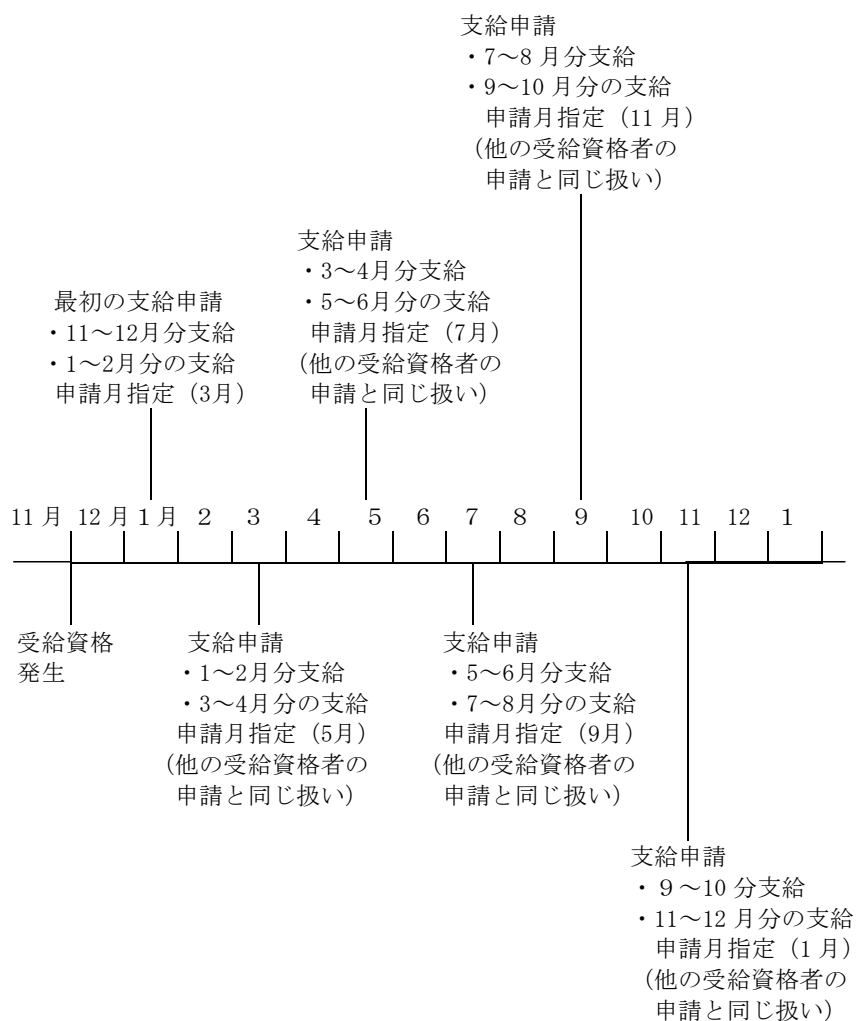
(ハ) その後の支給申請月は、2 か月毎とする。

(例示) 奇数月型の支給申請月を偶数月型に変更する場合

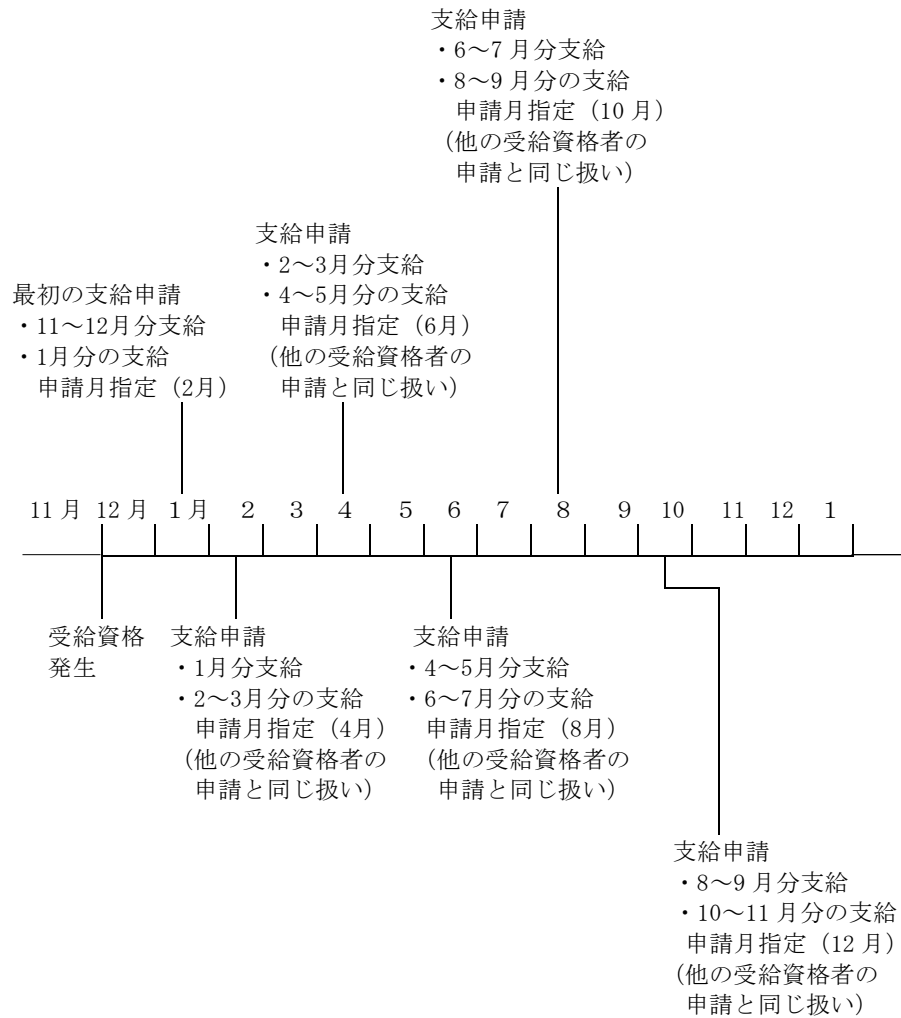


リ 被保険者本人が事業主を経由せずに支給申請を行う場合についても、原則として、当該被保険者を雇用する事業所について指定している事業所の支給申請月を基礎として、当該被保険者の支給申請月を定めることとする。

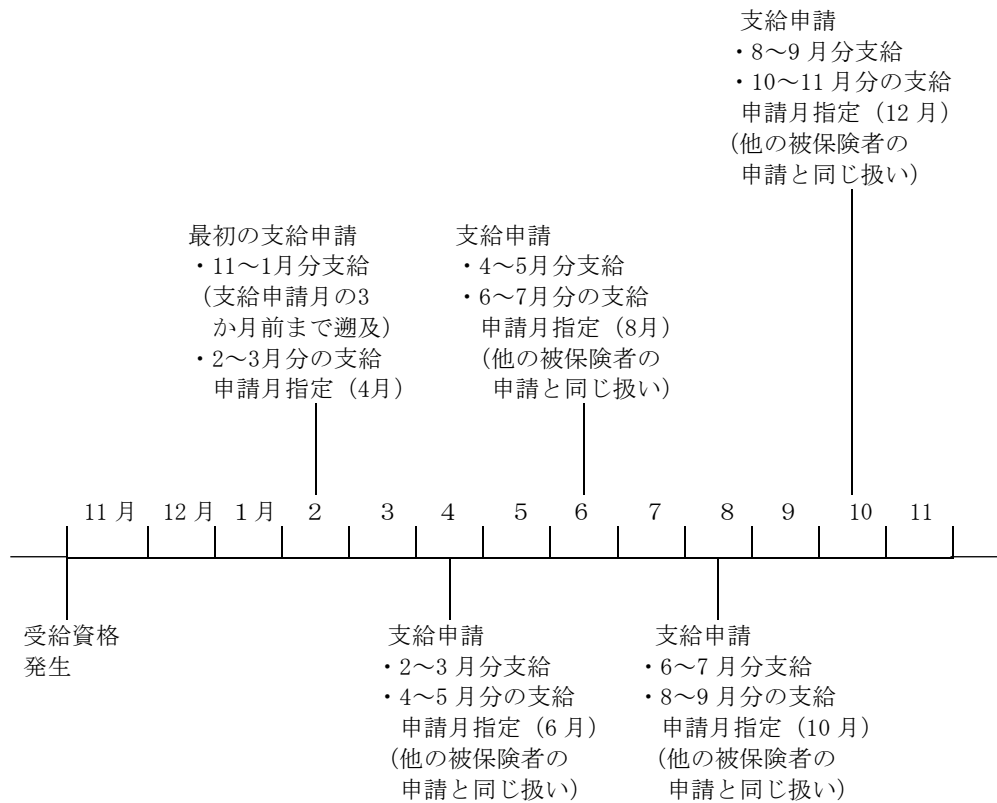
(例示1) 奇数月型の事業所の受給資格者が1月に最初に支給申請を行った場合



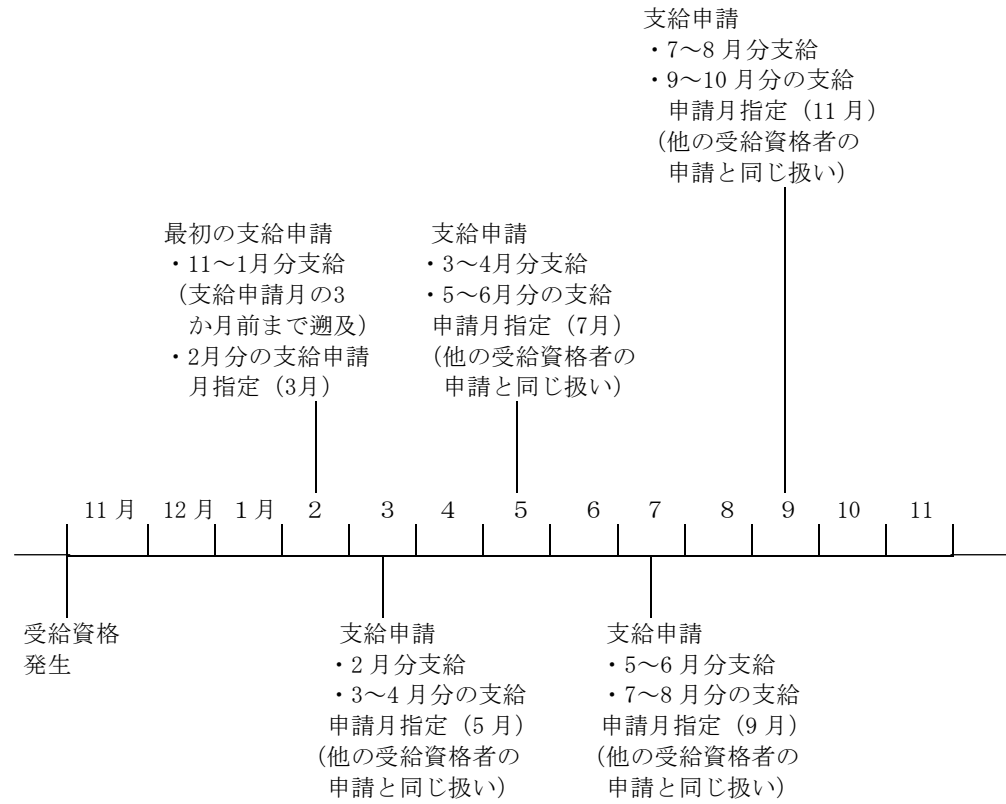
(例示 2) 偶数月型の事業所の受給資格者が 1 月に最初に支給申請を行った場合



(例示 3) 偶数月型の事業所の被保険者が受給資格発生後大幅に期間を徒過して最初の支給申請を行った場合（支給申請時期 2 月）



(例示 4) 奇数月型の事業所の受給資格者が受給資格発生後大幅に期間を徒過して最初の支給申請を行った場合 (支給申請時期 2 月)



59051—59060 6 再就職給付金と再就職手当との併給調整

59051 (1) 併給調整の内容及び方法

イ 再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき再就職手当の支給を受けることができる場合において、その者が、再就職手当の支給を受けたときは再就職給付金を支給せず、再就職給付金の支給を受けたときは再就職手当を支給しないものとする（法第 61 条の 2 第 4 項）。

なお、再就職手当の支給を受けた場合には、基本手当の支給を受けたものとみなされることから、再就職手当が支給された場合には 59011 に規定する基本給付金の受給資格を満たさないこととなるため、基本給付金と再就職手当との併給調整はあり得ないものである。

ロ 再就職給付金の支給申請期限（支給対象月の初日から起算して 4 か月以内）と再就職手当の支給申請期限（就職日の翌日から起算して 1 か月以内）との関係から、結果として再就職手当の支給申請期限内にいずれかの支給申請を選択させることとなる。

ハ 一方の給付について、ハローワークシステム（以下「システム」という。）の支給処理が為されている場合には、もう一方の支給処理を行った際にエラーが表示されることとなる。

59052 (2) 併給調整に係る受給資格者への周知等

当該併給調整については、再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき再就職手当の支給を受けることができる場合において、その者（以下「併給調整対象者」という。）がいずれの給付の支給を受けるかを本人に選択させる必要があり、次のイ及びロの場合に、「いずれの給付の申請を行うかについては、本人が選択できること」、「再就職手当が不支給となった場合には、高年齢再就職給付金の申請は可能であること」、「高年齢再就職給付金は賃金低下がないと支給要件に該当しないため、全ての併給調整対象者が受給できるとは限らないこと」等併給調整について教示を行うこととする。

イ 失業の認定日における教示

失業の認定時に再就職手当の支給対象となり得る就職の報告を受けた際に併給調整対象者となるかどうかを判定し、教示を行うとともに、併給調整対象者に再就職手当支給申請書を交付する際には、余白に、「併給調整説明済」と記載した上で、交付することとする。

ロ 再就職手当支給申請受理時（郵送の場合も含む。）における教示

再就職手当支給申請受理時において、再就職手当支給申請書に「併給調整説明済」の記載がない場合には、当該申請者が併給調整対象者となるかどうかを判定し、教示を行う。

代理人、郵送による申請で「併給調整説明済」の記載がない場合の教示については、申請者に後日の来所を求め教示するほか、代理人に対する説明、電話等による説明によっても差し支えない。

併給調整について教示を終了した場合には、当該支給申請書の余白に「併給調整説明済」と記載した上で、受理する。

「併給調整説明済」の記載がある場合には、併給調整についての教示は終えており、その上での支給申請であることから、再就職手当の支給を選択したものとする。

ハ 教示の方法

リーフレット、システムによる高年齢雇用継続給付支給額照会等を活用し、両給付の内容を十分に理解させた上で選択させるものとする。

59053 (3) 再就職先事業主からの資格取得手続の際の留意事項

併給調整対象者を雇い入れた事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出された際には、当該併給調整対象者について再就職手当と再就職給付金との併給調整が行われることについて事業主に十分に教示するとともに、併給調整に当たってどちらの給付を選択するかは本人の選択となる旨を併せて説明すること。

59061－59062 7 船員に対する高年齢雇用継続給付

59061 (1) 船員に対する基本給付金の支給

船員（業務取扱要領 20101 イ参照。以下同じ。）に対する基本給付金については、55 歳に達した日（55 歳の誕生日の前日）が平成 22 年 4 月 1 日以後の者については、雇用保険の基本給付金として取り扱うこととなる。このため、特記がない限りは、支給申請手続等については、通常の場合と同様に扱うこととする。

59062 (2) 船員に対する再就職給付金の支給

船員に対する再就職給付金については、船員保険法による失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成 22 年 1 月 1 日以後である者については、雇用保険の再就職給付金として取り扱うこととなる。このため、特記がない限りは、支給申請手続等については、通常の場合と同様に扱うこととする。

(様式例)

**記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(高年齢雇用継続給付用)**

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 5・第 101 条の 7 の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

59101-59200 第2 基本給付金に係る初回支給申請手続

59101-59110 1 手続の概要

59101 (1) 概要

イ 基本給付金の初回支給申請手続は、原則として、基本給付金の受給資格を確認した上で、初回の支給申請に係る支給対象月についての支給の可否を決定する必要があるため、必要な書類を添えて「受給資格確認票・（初回）支給申請書」を提出することにより行う。

ロ 基本給付金は、基本給付金に係る賃金月額を基礎として支給を行うものであることから、被保険者は、基本給付金に係る最初の支給申請を行う際に、「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に賃金証明書を添付しなければならない。

被保険者本人が初めて支給申請を行う場合などにおいて、事業主の雇用する被保険者又はその雇用していた被保険者が基本給付金の支給申請のために賃金証明書の交付を求めたときには、事業主は当該賃金証明書をその者に交付しなければならない（則第101条の5第4項）。

ハ また、初回支給申請に係る被保険者が基本給付金の受給資格があることを確認するため、受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出に当たっては、受給資格確認に係る所要の欄に記載を行い提出しなければならないので、その旨被保険者及び事業主を指導する。

ニ 初回支給申請に先立って、基本給付金の受給資格があることを確認することも可能である。その場合は、受給資格確認票・（初回）支給申請書を受給資格確認票として使用し、必要な欄に記載を行い賃金証明書を添えて提出する。これに対しては、高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書又は高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書に所要の事項を記載して交付する。

また、イにより初回支給申請を行った場合、基本給付金の受給資格の有無については、高年齢雇用継続給付支給決定通知書又は高年齢雇用継続給付不支給決定通知書に所要の記載を行うことにより通知することとなる。

なお、高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書又は高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書並びに高年齢雇用継続給付支給決定通知書又は高年齢雇用継続給付不支給決定通知書には、個人番号の表示は行わない。登録された個人番号の提供を求められた場合、登録された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)二のとおり案内すること。

個人番号登録届により個人番号の登録を行った場合であって、個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められたときは、別途示す様式により受取証明を交付すること。システム上、個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票を交付することとして差し支えない。

ホ ニの基本給付金の受給資格の確認を賃金証明書を添えずに行うことも可能であるが、この場合には、初回支給申請を、受給資格確認票・（初回）支給申請書により行うとともに、その際には賃金証明書を添えなければならないので、その旨被保険者及び事業主を指導する。

59102 (2) 基本給付金に係る最初の支給申請時に賃金月額の登録及び受給資格の確認を行う場合の手続

イ 60歳到達時で被保険者である者に係る手続

基本給付金に係る最初の支給申請における賃金月額の登録及び受給資格の確認に当たっては、60歳到達時で被保険者である者について次のとおり行う。

(i) 被保険者であった期間の確認

基本給付金に係る最初の支給申請において賃金証明書の提出を受けた事業所管轄安定所は、当該申請に係る被保険者の60歳到達時における被保険者であった期間が通算して5年以上であるか否かの確認を行う。

その結果、被保険者であった期間が 5 年以上である場合は、基本給付金に係る賃金日額の算定を行い、基本給付金の受給資格確認及び初回支給決定を行う。

被保険者であった期間が 5 年以上ない場合は、基本給付金の受給資格否認を行って、受給資格確認・（初回）支給申請書を入力することにより、高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書を作成する。

なお、被保険者であった期間が 5 年以上あるか否かはセンターに照会することで確認できる。

(ロ) 基本給付金に係る賃金月額の算定

60 歳到達時において被保険者であった期間が通算して 5 年以上である場合は、59121-59130 により基本給付金に係る賃金月額を算定する。

(ハ) 初回支給申請に係る支給対象月の支給決定

基本給付金に係る賃金月額の算定を行った場合は、59131-59140 により初回の支給申請に係る支給対象月について支給要件を確認し、賃金月額の登録を行った上で当該支給申請月について支給決定を行う。

(ニ) 支給決定通知等

初回支給申請に係る支給対象月について支給決定を行った場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、高年齢雇用継続給付支給決定通知書を作成する。

受給資格の確認は行ったものの初回支給申請に係る支給対象月について不支給決定を行った場合は、同一の様式にまとめられている、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、高年齢雇用継続給付不支給決定通知書を作成する。

この支給決定通知書等は、当該受給資格者を雇用する事業所に交付し、各事業所において各受給資格者に手交することにより、通知を行う。

(ホ) 口座振込による支給手続

受給資格確認票・（初回）支給申請書の中の払渡希望金融機関指定届に本人名義の普通預（貯）金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預（貯）金口座に係る金融機関（出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 52 条第 2 項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）であって、その者が高年齢雇用継続給付の払渡しを希望するものの記載を行い、当該普通預（貯）金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて提出するよう指導する。

その取扱いについては求職者給付及び就職促進給付の場合と同様である。

ただし、受給資格確認票・（初回）支給申請書の中の払渡希望金融機関指定届が電磁的方法により記載されている場合は、当該普通預（貯）金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるものの確認を省略して差し支えない。

また、口座情報が手書きにより記載された場合であって、上記の口座情報が確認できる書類が提出されないときに、公共職業安定所長が口座情報の確認に支障がないと認める場合はその提出を不要とすることができる。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）に基づき口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座を登録し、かつ、安定所に個人番号を届け出ている者であって、当該口座への振込を希望する場合の取扱いは、52003 イ(ロ)参照。

なお、初回支給申請時点においては、まだ口座を開設していない等の理由によって、口座の

指定が行えない場合は、速やかに指定届を提出するよう求め当該指定を行うこととする。ただし、その際に提出を要するのは、受給資格確認票・（初回）支給申請書ではなく、払渡希望金融機関指定届となるので留意する。

(㌻) 次回支給申請月の指定

当該受給資格者の申請が当該事業所が雇用する被保険者に係る初めての申請であって、当該事業所について事業所の申請月が定められていないときは、当該事業所の次回支給申請月を 2 か月に 1 回となるような形で定め、当該事業所に通知する。

事業所の支給申請月の定めについては、以下のとおり取り扱う。

a 支給申請月のタイプは以下の 2 とおりである。

奇数月型 1 月・3 月・5 月・7 月・9 月・11 月型

偶数月型 2 月・4 月・6 月・8 月・10 月・12 月型

事業所及び当該事業所に雇用される受給資格者の都合、安定所の業務量等を勘案しつつ、いずれかのタイプを定める。

支給申請月のタイプを定めた場合は、これを登録するとともに、適宜の様式により事業主に対し通知する。

b 受給資格者から最初の支給申請が行われた場合は、当該受給資格者を雇用する事業所毎に定められた支給申請月のタイプに基づき、次回以後の支給申請月及び来所日等を指定する（59044 参照）。

c 以上の手続を行った際には事業所の事業主に対し、一の事業所における受給資格者について一律に支給対象月ごとの支給申請月が定まることとなるので、その雇用する受給資格者について 2 か月に 1 回ごとに、直前の支給対象月に係る支給申請を行うよう指導する。

ロ 60 歳到達時で被保険者であった期間が 5 年未満である場合

(㌼) 受給資格否認通知書の作成

60 歳到達時で被保険者であった期間が 5 年未満である場合は、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、受給資格否認通知書を作成する。

受給資格否認通知書には否認の通知のほか、受給資格である「被保険者であった期間が 5 年」となるのに不足している期間（以下「不足期間」という。）、このまま被保険者資格が継続した場合において被保険者であった期間が 5 年に達することとなる日（以下「被保険者であった期間 5 年の到達日」という。）及び将来被保険者であった期間が 5 年以上となれば受給資格の確認が可能である旨が印字される。

この受給資格否認通知書については、当該被保険者を雇用する事業所に交付し、各事業所において各被保険者に手交することにより通知する。

また、受給資格を否認した場合については、当該被保険者の被保険者であった期間 5 年の到達日について事業主にも周知しておく必要があるため、受給資格否認通知書の写しを事業主にあわせて渡しておくこととする。

さらに、受理した貸金証明書は原則として事業主に返付することとする。

(㌽) 60 歳到達時における受給資格を否認された者に係る取扱い

60 歳到達時における受給資格を否認された被保険者は、受給資格否認通知書により通知された不足期間等により受給資格の生じることとなる日を判断し、受給資格が生じた日以降最初に基本給付金の支給を受けようとするときには、当該最初に支給を受けようとする支給対象月の

初日から起算して4か月以内に受給資格確認票・（初回）支給申請書に賃金証明書を添付して事業所管轄安定所に提出しなければならない。

この受給資格確認票・（初回）支給申請書は原則として、当該被保険者を雇用する事業主を通じて事業所管轄安定所に提出する。

この場合、この賃金証明書については、被保険者であった期間5年の到達日を60歳到達時とみなして作成する。

したがって、賃金証明書には、被保険者であった期間5年の到達日以前6か月間の被保険者期間、賃金支払基礎日数等を記載することとなる。

また、賃金月額算定の取扱いについては、被保険者であった期間5年の到達日を60歳到達時とみなして、59121-59130により行う。

- (イ) 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出時に被保険者であった期間が5年以上の場合の取扱い

60歳到達時には被保険者であった期間が5年未満であり受給資格を満たしていないが、受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出時には被保険者であった期間が5年以上で受給資格を満たしている場合は、(ロ)の取扱いに準じて賃金月額の登録、受給資格の確認を行う。

ただし、賃金月額算定の取扱いについては、被保険者であった期間5年の到達日を60歳到達時とみなして行う。

ハ 60歳到達時で被保険者でなかった者に係る手続

- (イ) 60歳到達時において被保険者となっていなかった者が60歳到達時以後雇用された場合についても、所要の要件を満たせば基本給付金の支給は可能である。

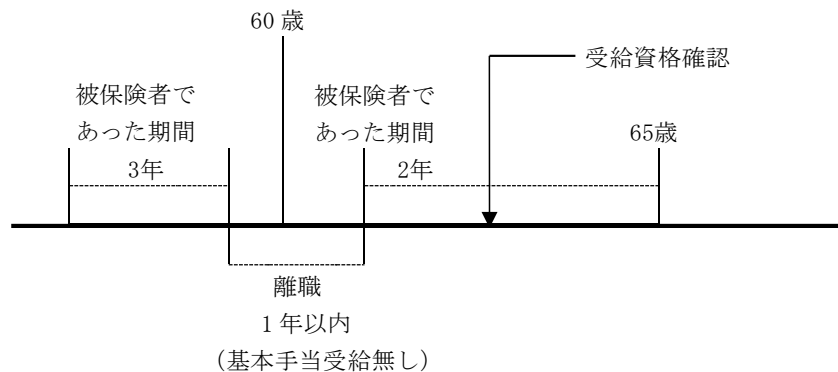
この場合の基本給付金に係る賃金月額は、60歳到達後に被保険者資格を取得した日の直前の被保険者資格喪失に係る賃金月額であるので、被保険者を雇用した事業主が賃金証明書の作成を行う必要はないが、被保険者が雇用された日以後基本給付金に係る最初の支給申請を行う際に、受給資格確認票・（初回）支給申請書に当該直前の被保険者資格の喪失に係る離職票を添えて、事業所管轄安定所に提出する必要があるため、その旨当該被保険者及び事業主を指導する。

なお、この場合の留意点は以下のとおりである。

- a 基本手当の支給を受けていた者が雇用された場合については、基本給付金の受給資格者となる余地はないが、再就職給付金の受給資格者にはなり得るので留意すること。
 - b なお、則第7条第2項により離職時の年齢が59歳以上の者については、必ず離職証明書の提出が必要なので、当該被保険者が、被保険者資格の喪失に基づき離職票の交付を受けていない場合は、当該資格喪失に係る事業所に対して離職証明書を提出するよう指導する。
 - c 当該被保険者資格の喪失に基づき離職票の交付を受け、かつ、既に基本手当又は特例一時金の支給を受けている場合又は60歳到達時以降において雇用され被保険者となった日からその直前の被保険者資格を喪失した日の前日の間が1年を超える場合は、被保険者であった期間の通算ができないので受給資格は生じない。
- (ロ) この手続により提出された離職票は、当該基本給付金に係る賃金月額の登録後、当該離職者に返付するよう事業主を指導する。

- (ハ) 受給資格確認票・（初回）支給申請書及び離職票の提出を受けたが、受給資格を満たしておらず受給資格を否認する場合は、当該被保険者資格を取得後、被保険者であった期間が通算して5年以上となり受給資格が生じる可能性があるので、60歳到達時点で被保険者であった場合の取扱いと同様に、受給資格否認通知書により、否認の通知、不足期間、被保険者であった期間5年の到達日及び将来被保険者であった期間が5年以上となれば受給資格の確認が可能である旨を通知する。

（例示）60歳到達時で被保険者でなくかつ受給資格を満たしていない場合であって、その後受給資格を満たす場合



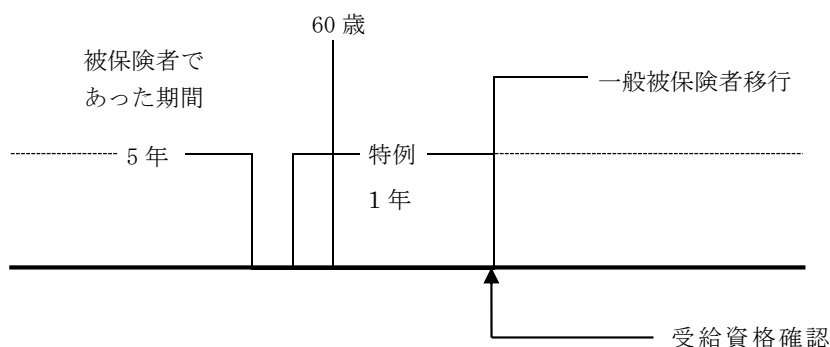
- (ニ) 短期雇用特例被保険者等に係る取扱い

60歳到達時等受給資格を満たした時点で短期雇用特例被保険者であった場合は、当該短期雇用特例被保険者資格の取得後1年を経過し、一般被保険者となるまで本制度の対象とはしない。

したがって、この場合の受給資格の判断及び賃金月額の算定は、当該資格取得後1年を経過する日を基準として行うこととする。

また、60歳到達時以後、この短期雇用特例被保険者が、特例一時金を受給した場合は、その後被保険者資格を取得したとしても、受給資格を満たすことはないので留意する。

（例示）



59103 (3) 初回の支給申請と別に受給資格確認等を行う場合の手続

イ 基本給付金の支給を受けようとする被保険者又は当該者を雇用する事業主から、当該者の受給資格があるか否かをあらかじめ把握しておきたい等の理由により、60歳到達時から基本給付金に係る最初の支給申請までの間に、受給資格確認票・（初回）支給申請書を受給資格確認票のみとして使用し、当該最初の支給申請とは別に賃金証明書を添えて提出することができる。

ロ 被保険者又は当該被保険者を雇用する事業主から基本給付金に係る最初の支給申請前に受給資格確認票・（初回）支給申請書及び賃金証明書の提出があった場合には、受給資格確認等のための照会があったものとしてこれを受理し、通常受給資格確認等の手続に準じて処理を行い、受給資格確認（否認）通知書により回答するものとする。

この際、基本給付金に係る受給資格を確認した場合については、60 歳到達時等の賃金月額登録及び基本給付金の最初の支給申請に係る支給申請月の指定もあわせて行う。

なお、受給資格を否認した場合は、原則として事業主等から提出のあった賃金証明書は返付することとする。

ハ また、基本給付金に係る受給資格を確認した場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に添付されている払渡希望金融機関指定届等により、口座指定の届出がなされている場合には、当該口座の指定もあわせて行う。

なお、この時点でまだ口座を開設していない等の理由によって口座の指定が行えない場合は、基本給付金に係る最初の支給申請時までに払渡希望金融機関指定届の提出を求め当該指定を行うこととする。

ニ 「被保険者であった期間が 5 年以上であるか否か」のみを確認したい場合、すなわち受給資格の確認照会のみを行う場合は、賃金証明書等を添えずに受給資格確認票・（初回）支給申請書を受給資格確認票のみとして提出させる。

この場合の個人番号の取扱いについては 59034(4) 参照。

なお、受給資格確認がなされた場合は、システムに入力し、「高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第 33 号の 3 の 2）」を出力することとし、個人番号の記載がある原本を返戻しないこと。

59104 (4) 被保険者が手続を行う場合の取扱い

イ 被保険者本人が初めて支給申請を行う場合などにおいて、事業主の雇用する被保険者又はその雇用していた被保険者が基本給付金の支給申請のために賃金証明書の交付を求めたときには、事業主は当該賃金証明書をその者に交付しなければならない（則第 101 条の 5 第 4 項）こととされているので、被保険者本人が受給資格確認等に係る手続を行う場合には、賃金証明書を当該手続を行う被保険者本人に対して必ず交付しなければならないことを事業主に対して十分周知徹底するものとする。

また、事業主が被保険者の求めに応じないときは、事業所管轄安定所が賃金証明書の交付について事業主を指導するものとする。

ロ 被保険者本人が受給資格確認等の手続を行う場合には、当該手続を当該本人が事業所管轄安定所に対して行わなければならない。

したがって、事業所非該当承認を受けている施設において雇用されている被保険者本人が受給資格確認の手続きを行う場合には、本社等適用事業所を管轄している安定所に対して、手続を行うこととする。

また、これら各種申請に基づく通知その他の手続については、事業所が手続を行う場合と同様である。

(様式例)

高年齢雇用継続給付支給

申請月指定通知書

令和 年 月 日付をもって申請のあった（受給者氏名）に係る（事業所名）からの高年齢雇用継続給付の支給申請に基づき、今後貴社の同給付の支給申請については、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

あなたの事業所の支給申請タイプは

偶数月型	支給申請月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
	支給対象月	12月	2月	4月	6月	8月	10月
		1月	3月	5月	7月	9月	11月

奇数月型	支給申請月	1月	3月	5月	7月	9月	11月
	支給対象月	11月	1月	3月	5月	7月	9月
		12月	2月	4月	6月	8月	10月

です。

令和 年 月 日

殿

〇〇 公共職業安定所長

(注)

このように事業所毎に指定される支給申請月とは、これに対応して、各受給資格者毎に決定されている支給対象月 2 ヶ月分の支給申請を行うことのできる期間です。

したがって、高年齢雇用継続給付の支給申請を行うにあたっては、この受給資格者に定められている支給対象月について十分に確認してください。

なお、この支給申請書を提出する際には、その支給申請書の記載内容（賃金額、欠勤日数等）を証明できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。

様式第18号（第44条関係）（第1面） 弘渡希望金融機関 指定 届
雇用保険 指 変 届

※	所長	次長	課長	係長	係	操作者
---	----	----	----	----	---	-----

注 意

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。
- 2 1欄及び3欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。
- 4 4欄又は5欄には、あなたの本人名義の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

<キリトリ>

2020. 3

管轄公共施設安否場所 T999-9999 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
の所在地・電話番号 NNNNNNN TELXXXXXXXXXXXXXX

交付令和YY年MM月DD日

NNNNNN 公共職業安定所
NNNNNNNNNNNNNN

2020_3

<キリトリ>

通知 内容	被 保 険 者 番 号		氏 名		性 別	生 年 月 日	受給資格取得年月日
	資 格 取 得 年 月 日		事 業 所 番 号			支 給 期 間	
	賞 金 月 額		賞金月額の % (支給限度額)			支 払 方 法	

管 轄 公 共 施 設 安 定 所 〒999-9999 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
の 所 在 地 ・ 電 話 番 号 NNNNNNNN TELXXXXXXXXXXXXXXX

交付 令和 YY 年 MM 月 DD 日 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNN 公共職業安定所
NNNNNNNNNNNNNN

2020 3

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。		令和 年 月 日		事業所名（所在地・電話番号）		事業主氏名	
雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。		令和 年 月 日		公共職業安定所 課		申請者氏名	

社会保険 労務士 記載欄	所属日・月・日	受給者氏名	氏名	資格番号

※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者

資金繰切日	日	資金支払日	当月・翌月	日
資金形態	月給・日給・時間給・			
所定労働日数	4欄	日	8欄	日
通勤手当	有（毎月・3か月・6か月・）・無			

※支給決定年月日		令和 年 月 日
----------	--	----------

注 意

1 この申請書は、指定された次回支給申請日に事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。また、この支給申請については指定された次回支給申請月に行わなければならない。特別の事情があると認められない限りその支給を行うことはできません。

なお、初回の支給申請は、この申請書に六十歳到達時等資金証明書及び高年齢雇用継続給付受給資格確認書を添付して最初に支給を受けようとする支給対象月の前日から起算して4ヶ月以内に行ってください。この場合、平成18年1月1日以前に既に高年齢雇用継続給付の受給資格が確認されている場合には、六十歳到達時等資金証明書及び受給資格確認書の添付は必要ありません。

また、初回の支給申請前に既に六十歳到達時等資金証明書及び受給資格確認書を提出して受給資格等の照会を行い、受給資格確認通知書を受付されている場合には、これらの書類の添付に代えて支給申請書にその通知書添付して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

2 申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後高年齢雇用継続給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、罰金罪として刑罰に処せられることがあります。

3 4欄、8欄及び12欄には、支給を受けようとする支給対象月を記載し、月が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

4 支給対象月において被保険者資格を喪失した後一日の空白もなく別の事業主に雇用され被保険者資格を取得したときも、支給の対象となります。

この場合において、被保険者資格喪失期の事業主から支払われた資金については、備考欄にその額を記載してもらってください。

5 5欄、9欄及び13欄には、各々4欄、8欄及び12欄に記載した支給対象月に支払われた資金（臨時の資金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる資金を除く。）の額を記載してください。

（1）資金に資するかどうか判断し兼ねるものについては、各々19欄、20欄及び21欄にその額とその名称を記載してください。

（2）出向中の被保険者であって、出向元及び出向先の双方から資金が支払われている場合は、その資金の合計額を記載してください。この場合、下記11の資金合計により資金の額が確認できない資金については、備考欄にその額を記載してもらってください。

（3）資金繰切日、資金支払日、資金形態、5欄、9欄及び13欄に記載した資金の支払いに係る月ごとの所定労働日数（資金形態が日給又は時間給の場合）並びに通勤手当に関する事項について、備考欄に記載してください。

6 6欄、10欄及び14欄には、各々5欄、9欄及び13欄に記載した資金の支払いに係る月において、雇用、市町、島嶼、事業所の休業、私事業により資金の全部又は一部の支払を受けることができなかった日の数を記載してください（該当する日がない場合は「0」と記載してください）。この場合、5欄、9欄及び13欄に記載した資金の支払いに係る月において資金の減額の対象となった日に支払いを受けることができなかった資金の額を各々19欄、20欄及び21欄に記載してください。

7 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。

8 事業主は、記載事項に誤りがないことの証明を行ってください。

9 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と同等して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

10 この支給申請書の提出に際しては、資金額等その記載内容を確認できる資金台帳、出勤簿等をご持参ください。

11 本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送達することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

12 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

59111-59120 2 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出

59111 (1) 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出

イ 最初の支給申請については支給申請月の指定はなく、受給資格者は、支給対象月（59013 の要件を満たし支給の対象となった月）が生じ、基本給付金の支給を受けようとするときは、その支給対象月の初日から起算して 4 か月以内に受給資格確認票・（初回）支給申請書に賃金証明書を添付して事業所管轄安定所に提出しなければならない。

なお、実際には、当該最初の支給申請についても、既に事業所の支給申請月が指定されている場合には、その指定されている支給申請月（59042 参照）に行うように事業主を指導することとする（59261 再就職給付金に係る支給申請について同じ。）。

基本給付金の最初の支給申請に係る支給申請書については、「受給資格確認票・（初回）支給申請書」を使用して提出させる。

また、当該最初の支給申請前に既に受給資格の確認及び賃金月額の登録を行っている場合には、その際交付された受給資格確認通知書を添付して提出させる（受給資格確認通知書に添付されている支給申請書を使用して提出させる。）こととし、賃金証明書及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の添付を要さない。

なお、受給資格の確認のみを行っている場合には、賃金証明書の添付を要する。

個人番号の届出は、受給資格確認申請を行う場合にのみ必要であり、それ以後の支給申請における個人番号の届出は不要であるが、平成 27 年 12 月 31 日以前に受給資格確認申請がなされている基本給付金の受給者については、28 年 5 月 1 日以後の支給申請時まで安定所に個人番号が届出られていない場合には、当該支給申請とあわせ、個人番号登録届を提出することとしており、個人番号登録届の提出がない場合には、59034 イと同様に取り扱う。

ロ 基本給付金に係る受給資格確認票・（初回）支給申請書及び賃金証明書の保存期間は 8 年間とする。

59112 (2) 添付書類

イ 高年齢雇用継続基本給付金の最初の支給申請に当たっては、受給資格確認票・（初回）支給申請書に次の書類を添えて提出しなければならない（則第 101 条の 5 第 1 項）。

(i) 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

なお、60 歳到達時に被保険者でなかった者がその後雇用保険の基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合には、賃金証明書に代えて、直前の被保険者資格喪失の日前の賃金支払状況を記した雇用保険被保険者離職票－2 又は被保険者期間等証明書の添付が必要である。

(ii) (i)の賃金証明書及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の記載内容の確認ができる次の書類

a 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿又はタイムカード等被保険者が雇用されていることの実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類

なお、被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、給与明細書又は賃金台帳の写しの添付が必要である。

b 運転免許証、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）のうち本人の写真付きのものであって生年月日が掲載されているもの又は住民票の写し、年金証書、年金

手帳又は基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書等被保険者の年齢が確認できる書類

なお、この高年齢雇用継続基本給付金の最初の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱い、業務取扱要領21206及び21502に準じて取り扱うこととする。

また、高年齢雇用継続基本給付金の「受給資格確認票・（初回）支給申請書」提出時点において、個人番号の届出がなされている場合（当該申請において初めて個人番号を届け出る場合を含む。）は、住基情報により確認できるため、bの書類の確認を省略して差し支えない。

ハ 「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号の記載がある場合には、59034(4)により個人番号及び身元（実在）確認を行う。代理人により提出された場合は、代理権の確認等を行う。

ロ 最初の支給申請前に受給資格の確認及び60歳到達時等の賃金月額登録を行う場合は、受給資格確認票・（初回）支給申請書に、賃金証明書及びロに掲げる賃金証明書の記載内容が確認できる書類を添えて、その後の初回支給申請の際には、高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書及び当該初回支給申請に係る支給申請書の記載内容が確認できる書類を添えて提出しなければならない。

59113 (3) 受給資格確認の時期に係る取扱い

イ 被保険者資格を喪失した者から、受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出が行われた場合のように、当該提出の時点では支給がなされる可能性のない場合については、受給資格確認票のみとして提出された場合であっても、その後新たに被保険者資格を取得することにより支給が可能となった時点で提出を行うよう、当該被保険者を指導する。

ロ 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出が受給資格が生じた時点から期間を大幅に徒過して行われた場合において、60歳到達時における事業主と当該受給資格確認票提出時における事業主が異なる場合については、60歳到達時以降基本手当又は特例一時金の支給を受けていた可能性があるため、こうした場合については、60歳到達時から受給資格確認票・（初回）支給申請書提出時の間の被保険者歴を把握する。

その結果、60歳到達時以後、基本手当の支給を受けていた場合は、基本給付金の受給資格ではなく、再就職給付金の受給資格の有無を判断することとなるため、留意する。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

（この用紙はこの主機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

注 意

- 1 高年齢雇用継続給付は、60歳以上65歳未満(※)の被保険者がその受給資格の確認を受けた場合において、原則として、各月に支払われる賃金の額が雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書等の提出により登録された賃金月額額の75%未満に低下した場合に、各月の賃金の額の15%を限度として支給されます。
 ※ 平成22年3月31日において55歳に達していない者であって昭和34年4月1日までに生まれた船員として雇用されるものに対する高年齢雇用継続基本給付金の支給及び昭和34年4月1日までに生まれた者のうち、高年齢再就職給付金に係る受給資格に係る離職の日の前日において船員として雇用されているものに対する当該高年齢再就職給付金の支給については、「60歳」とあるのは「55歳」と、「65歳」とあるのは「60歳」と読み替えるものとする。
- 2 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けようとする者は、次の(1)又は(2)に掲げる場合に、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」といいます。)の長にこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。
 (1) 高年齢雇用継続基本給付金の最初の支給申請書を提出する場合
 (2) 60歳以上65歳未満の者が再就職して被保険者となった場合
 (1)の場合において、最初に支給を受けようとする支給対象月(受給要件を満たし給付金の支給の対象となった月をいいます。)の初日から起算して4ヶ月以内にこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書を添付して提出してください。
 また、この最初の支給申請前に受給資格の照会を安定所に行うこともできますが、その際にはこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を高年齢雇用継続給付受給資格確認票として使用し、できるだけ雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書とともに、提出してください。これにより、受給資格の確認を受けた場合には、その際に交付された高年齢雇用継続給付支給申請書を提出することにより、初回の支給申請を行ってください。
 (2)の場合において、高年齢再就職給付金の支給を受けようとする場合には、再就職した日以後速やかに、例えば当該被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得届の提出の際に、この様式を高年齢雇用継続給付受給資格確認票として使用して提出してください。
 なお、60歳到達時に被保険者でなかった者が、その後基本手当の支給を受けることなく再就職して被保険者となった場合においては、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の代わりに直前の被保険者資格喪失の日の賃金支払状況等を記した雇用保険被保険者離職票-2又は被保険者期間等証明書提出してください。
 なお、次に掲げる者はこの高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出する必要はありません。
 イ 再就職する前に基本手当の受給資格者であって、再就職したときに既に受給期間を満たしている者
 ロ 基本手当の受給資格の決定を受けず(又は基本手当の受給期間の延長申請を行わず)、かつ、直前の被保険者でなくなった日から起算して1年以内に再就職しなかった者
 (注) イ及びロに該当する者は、高年齢雇用継続給付の支給を受けることができません。
 ハ 既に高年齢雇用継続基本給付金に係る受給資格の確認を受けた者であって、その後の被保険者でなくなった日の翌日から起算して1年(基本手当の受給期間の延長をした場合は、延長された日数に1年に加算した期間)の期間中に、基本手当(基本手当の支給を受けたとみなされる給付を含みます。)の支給を受けずに再就職した者
 ニ 既に高年齢再就職給付金に係る受給資格の確認を受けた者であって、その高年齢再就職給付金の支給期間とされた期間中に再就職した者
 (注) ハ及びニに該当する者は、前の高年齢雇用継続給付の受給資格に基づいて、引き続き高年齢雇用継続給付の支給を受けられることがあります。その場合には、別途交付された高年齢雇用継続給付支給申請書を提出することにより支給申請を行ってください。
- 3 高年齢雇用継続給付受給資格確認票としてのみ使用する場合は記載方法
 (1) 欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号(マイナンバー)を記載してください。
 (2) 2欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
 なお、被保険者番号が16桁(上下2段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠としてください。
 (例)

4	8	1	1	8	4	8	8
1	3	1	1	4	3	2	1

 →

1	3	0	1	1	5	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- (3) 3欄には、資格取得年月日を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
 (例) 平成19年4月1日 →

1	9	0	4	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---
- (4) 5欄の記載は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。(例: 1301000001の場合 →

1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

)
- (5) 6欄には給付金の種類を記載してください。
- (6) 7～31欄については記載の必要がありません。
- 4 高年齢雇用継続給付受給資格確認票及び(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書として使用する場合は記載方法
 (1) 1～6欄については、上記3により記載してください。
 (2) 7欄、11欄及び15欄には、支給を受けようとする支給対象月を記載し、月が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
 (3) 支給対象月において被保険者資格を喪失した後一日の空白もなく別の事業主に雇用され被保険者資格を取得したときも、支給の対象となります。
 この場合において、被保険者資格喪失前の事業主から支払われた賃金については、備考欄にその額を記載してください。
 (4) 8欄、12欄及び16欄には、各々7欄、11欄及び15欄に記載した支給対象月に支払われた賃金(臨時の賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)の額を記載してください。
 イ 賃金に含まれるか否かが判断しきれないものについては、各々29欄、30欄及び31欄にその額とその名称を記載してください。
 ロ 出向中の被保険者であって、出向元及び出向先の双方から賃金が支払われている場合は、その賃金の合計額を記載してください。この場合、下記(6)の賃金台帳により賃金の額が確認できない賃金については、備考欄にその額を記載してください。
 ハ 賃金締切日、賃金支払日、賃金形態、8欄、12欄及び16欄に記載した賃金の支払いに係る月ごとの所定労働日数(賃金形態が日給又は時間給の場合)並びに通勤手当に関する事項について、備考欄に記載してください。
 (5) 9欄、13欄及び17欄には、各々8欄、12欄及び16欄に記載した賃金の支払いに係る月において非行、疾病、負債、事業所の休業、私事等により賃金の全部又は一部の支払いを受けることができなかった日の数を記載してください(該当する日がない場合は「0」と記載してください)。この場合、8欄、12欄及び16欄に記載した賃金の支払いに係る月において賃金の減額の対象となった日に支払いを受けることができなかった賃金の額を各々29欄、30欄及び31欄に記載してください。
 (6) 支給申請書の提出に際しては、賃金額等その記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。
- 5 支給申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後高年齢雇用継続給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 6 事業主は、記載事実と異なることを証明を行ってください。事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 7 払渡希望金融機関指定届の記載について
 (1) 「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の名称及び店舗名(ゆうちょ銀行の場合は名称のみ)を記載してください。
 (2) 「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、被保険者本人の名称の通帳の記号(口座)番号を記載してください。
 支給申請書の提出と同時に申請者本人の名称通帳又はキャッシュカード(現物)を提示していただいても差し支えありません。
 なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名称通帳又はキャッシュカード(現物)を提示していただいても差し支えありません。
 (3) 基本手当の支給を受けるために払渡希望金融機関指定届を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座に振り込まれることを希望する場合は、記載する必要はありません。
 (4) この払渡希望金融機関指定届を提出しても、高年齢雇用継続給付は支給されない場合があります。
- 8 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄には記載しないでください。
- 9 本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
- 10 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の(電子)署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

59121-59130 3 基本給付金に係る賃金月額額の算定

59121 (1) 60歳到達時等賃金月額額の算定

- イ 60歳到達時等を離職日とみなして算定した被保険者期間が6か月以上ある場合
- (イ) 原則は、60歳到達時から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上ある月を完全賃金月として、当該60歳到達時点の直近の完全賃金月6か月を算定の基礎として、当該期間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額となる。
 - (ロ) 上記の完全賃金月が5か月以下の場合は、次の順序により、かつ新しい賃金月から取り上げ、その賃金月の期間を加算して180日（1か月に満たない期間は実日数で計算する。）に達するまでの期間を算定対象とし、当該期間に対応する賃金の額を180で除して得た額を賃金日額とする。
 - ア 完全賃金月
 - イ 賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の賃金月（その期間が満1か月であり、60歳到達時等が令和2年8月1日以降の場合に限る。）
 - ロ ア及びイ以外の賃金月であって、当該賃金月における賃金支払基礎日数の当該賃金月に対する割合が、30分の11以上であるもの
 - ハ ア、イ及びロ以外の賃金月
 - (ハ) 日給者については、日給者に係る基本手当の賃金日額の算定方法と同じ算定方法により計算された額の30日分の額となる。
 - (ニ) 60歳到達時から遡及した1年間に疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった期間がある場合には、60歳到達時から最大4年間を限度として、当該賃金の支払いを受けることができない期間を1年に加算した期間まで遡及して、60歳到達時の直近の完全賃金月6か月を算定の基礎とすることができる。この場合のやむを得ない理由とは、以下に示すとおり、一般被保険者に対する基本手当に係る受給要件緩和の理由と同様とする（詳細は業務取扱要領50152参照。）。
 - ア 疾病又は負傷
 - イ 事業所の休業
 - ロ 出産
 - ハ 事業主の命による外国における勤務
 - ニ アからハまでに掲げる理由に準ずる理由で、事業所管轄安定所長がやむを得ないと認めるもの
 - (a) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
 - (b) 事業主の命による他の事業主の下における勤務
 - (c) 労働組合の専従職員としての勤務
 - (d) 親族の疾病、負傷等により必要とされる本人の看護
 - (e) 育児
 - (f) 配偶者の海外勤務に同行するための休職
 - (ホ) その他、業務取扱要領50611に規定されている賃金日額の算定が困難な場合、算定された賃金日額が適当でない場合の取扱いの基本手当日額の決定の際の賃金日額に係る取扱いと同様である。

ロ 60 歳到達時等を離職日とみなして算定した被保険者期間が 6 か月に満たない場合

60 歳到達時から遡って 1 年間に受給要件の緩和理由以外の理由により賃金の支払いがなかったこと又は被保険者資格を喪失していたこと等により被保険者期間が 6 か月に満たない場合は、60 歳到達時から遡って 2 年間を算定対象期間として上記イ(イ)～(ロ)の順に従い、この取扱いを行うこととする。

ハ 上記イ、ロでも被保険者期間が 6 か月に満たない場合

イ又はロの取扱いでも算定できない場合は、同種の労働者の賃金等を考慮して事業所管轄安定所長が定めることとする。

また、賃金証明書に記載されている 60 歳到達時等を離職日とみなして算定した被保険者期間が当該事業所に係る被保険者であった期間が短期間であることにより 6 か月に満たず、当該賃金証明書のみでは賃金月額算定の算定が行えない場合は、60 歳到達時から遡って 1 年（ロにより算定する場合は 2 年）以内の被保険者資格の喪失に係る離職票又は期間等証明書を提出させ、これらにより賃金月額を算定することとする。

ただし、当該被保険者資格を喪失した後、既に基本手当又は特例一時金に係る受給資格決定が行われていた場合は、当該基本手当又は特例一時金に係る受給資格者証又は受給資格通知に係る賃金日額より賃金月額の算定を行う。

ニ 船員に係る賃金日額の算定の特例（平成 21 年厚生労働省告示第 537 号）

被保険者であった者が「船員」の場合は、乗船時・下船時等で大きく変動する賃金が定められている場合が多いため、こうした賃金が定められている船員については、（通常の場合のように 180 日分での算定を行うのではなく）原則として、法第 14 条第 1 項の規定により被保険者期間として計算された期間の日数を 360 日を上限として加算することとなる。このため、当該場合については、上記イからハによらず、60 歳到達時から遡って 2 年間を算定対象期間として、業務取扱要領 50614(14)に記載した方法により算出された賃金日額により、その 30 日分の額を賃金月額とすること。

ホ 賃金日額の自動変更に係る取扱い

60 歳到達時等において算定した賃金月額が、基本手当に係る 60 歳以上 65 歳未満の区分（業務取扱要領 59061(1)の経過措置対象者については 45 歳以上 60 歳未満の区分）に対応する賃金日額の最高額の 30 日分を上回る場合は、当該最高額の 30 日分を、また、当該賃金月額が、基本手当に係る賃金日額の最低額の 30 日分を下回る場合は、当該最低額の 30 日分を賃金月額とする。

しかし、基本手当の賃金日額が自動変更規定により変更された場合は、当該賃金月額の最高額、最低額も変更することとする。

この場合、登録された賃金月額が基本手当の賃金日額の最高額又は最低額の 30 日分となる額となる場合であっても、実際に算定された賃金日額が登録されているので、賃金日額の変更があった場合は、当該変更となった最高額あるいは最低額に基づき賃金月額が自動的に算出されることとなる。

この通知については、変更後最初の支給申請に係る支給決定通知書中の賃金月額及び賃金月額の 75%となる額を変更することにより行う。

59122 (2) 賃金月額算定の留意事項

イ 事業主は被保険者が 60 歳に到達した時点で離職した場合、すなわち、賃金証明書と離職証明書の作成を行う基準となる日が同じとなる場合は、原則として離職証明書のみの作成を行うこととなる。

また、60 歳に到達した直後に、定年等の理由で離職した場合のように 60 歳に到達した日と離職日が異なる場合については、60 歳に到達した時点で賃金証明書、離職時点で離職証明書を作成することとなるので留意する。

ロ 賃金証明書は、当該被保険者の 60 歳に達した日の前 6 か月間の賃金支払状況、賃金支払基礎日数等を記載するものである。

また、添付された書類により、当該被保険者の年齢を確認した場合には、年齢を確認した際の書類名について「公共職業安定所記載欄」に記載する。

その確認の際、賃金証明書の生年月日が住民票等における生年月日と異なっている場合には、賃金証明書の生年月日を訂正するとともに、当該被保険者に係る被保険者台帳に記録している生年月日を訂正する必要があるので留意する。

なお、この賃金証明書の提出に当たっては、過去の当該事業所に係る資格取得届、離職証明書の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を適宜省略して差し支えない。

なお、この照合省略に係る取扱いは、業務取扱要領 21206、21502、22604 に準じて取り扱うこととする。

雇用保險被保險者六十歲到達時等賃金証明書(事業主控)

[illegible]

注意

- 事業主は、公共職業安定所からこの六十歳到達時等資金証明書（事業主控）の返付を受けたときは、これを7年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
- 六十歳到達時等資金証明書の記載方法については、別紙「雇入れ保険被保険者六十歳到達時等資金証明書に関する注意」を参照すること。
- 六十歳に達した日等とは、当該被保険者の60歳の誕生日の前日又は60歳に達した後に被保険者があつた期間に該当して5年が満了した日である。

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

[illegible]

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書についての注意

1. 六十歳到達時等賃金証明書の提出等

- (1) 事業主は、その雇用する被保険者が60歳（平成22年3月31日において55歳に達していない者であって、昭和34年4月1日までに生まれた船員として雇用されている方については「55歳」と読み替えるものとする。）到達後高年齢雇用継続基本給付金の最初の支給申請を行う際に、その支給申請書に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（以下「賃金証明書」という。）と高年齢雇用継続給付受給資格確認票（以下「受給資格確認票」という。）を添えて事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）に提出してください。

また、この最初の支給申請前に受給資格等の照会を事業所管轄安定所に行うこともできますが、その際にもこの賃金証明書と受給資格確認票を事業所管轄安定所に提出してください。これにより、受給資格の確認等を受けた場合には、最初の支給申請の際に、この賃金証明書を提出する必要はありません。

なお、被保険者が自ら申請手続を行う場合には、事業主は、その雇用する被保険者又は雇用していた被保険者から、その者が高年齢雇用継続給付の支給申請等の手続を行うため、賃金証明書の交付を求められた場合にはこれを交付しなければならないこととなっています。

- (2) 賃金証明書を提出する場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿又はタイムカード等賃金証明書の記載内容を確認することができる書類及び被保険者の住民票記載事項証明書、運転免許証又は被保険者が船員である場合は船員失業保険証等の年齢を確認できる書類の写し等を持参してください。

- (3) 本手続は電子申請による届出が可能です。詳しくは安定所までお問い合わせください。

2. 賃金証明書の記載方法

事業主は、その雇用する被保険者が受給資格等の照会を安定所に行う際又は高年齢雇用継続基本給付金の最初の支給申請を行う際には、この「注意」書に従って賃金証明書（事業主控）（第1葉目）及び賃金証明書（安定所提出用）（第2葉目）を複写によって同時に記載してください。

なお、次の点に注意してください。

- (1) ⑥欄、⑧欄及び⑩欄の「60歳に達した日等」とは、被保険者の60歳の誕生日の前日又は60歳に達した後に「被保険者であった期間」が通算して5年を満した日のことをいいます。

また、平成22年3月31日に55歳に達していない者であって昭和34年4月1日までに生まれた船員として雇用されている方については「60歳」を「55歳」に読み替えて適用することとなります。以下同じ。

- (2) ⑧欄は、次の点に注意して下さい。

イ 「60歳に達した日等の翌日」の欄には、⑥欄の「60歳に達した日等の年月日」の翌日を記載します。

ロ (イ) 「60歳に達した日等の翌日」の欄の下各欄の左側の月日欄には、60歳に達した日等の属する月からさかのぼった各月における「60歳に達した日等の翌日」に相当する日（「60歳に達した日等の翌日」に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「応当日」という。例1参照）を記載します。したがって、最上段の左側の月日欄には、「60歳に達した日等の翌日」の属する月の前月における応当日を記載し、次の段の左側の月日欄には、すぐ上の段の左側の月日欄に記載した月の前月における応当日を記載します。

(ロ) 以下の各段には、順次さかのぼって、次の期間について記載して下さい。

60歳に達した日等において一般被保険者である場合は、60歳に達した日等以前2年間について（したがって、24段に達するまでの期間について）

ただし、次の点に注意して下さい。

左側の月日欄に記載すべき月日が、その被保険者に以前交付された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の「被保険者となった年月日」より前の日となるときは、その被保険者となった日を記載します。

また、原則として⑨欄の基礎日数が11日以上ある欄が、12以上あれば、⑧欄及び⑩欄の記載はそこまで結構です。

ハ ⑧の記載欄が不足したときには、別葉の賃金証明書の用紙を続紙として用いて、表題の右に「続紙」と記入し、①～③欄、⑥欄、事業主の住所・氏名欄及び⑧～⑭欄のみを記載してください。

なお、⑧～⑭欄については、例2のように不要な記載欄を二重線で抹消し、2段目から使用してください。また、⑨欄の基礎日数が11日に満たない欄については、⑬欄に賃金の支払の基礎となった時間数を記載してください。

- (イ) 船員として雇用されている者について、平成22年1月1日前に船員保険被保険者であった期間は雇用保険被保険者であった期間とみなして、引き続き順次さかのぼって賃金支払対象期間を記載してください。
- ハ 右側の月日欄には、その記載しようとする段のすぐ上の段の左側の月日の前日を記載します。
- ニ 60歳に達した者が、上記ロに掲げる期間内に、①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかったものであるときは、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を上記ロに掲げる期間に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）について、上記により記載してください（ただし、当該期間中における各段において、左側の月日から右側の月日までの期間中に全く賃金の支払を受けなかった場合は、その期間は記載することを要しません）。また、賃金の支払を受けなかった期間及び原因となった傷病名等を⑬欄に記載します（例3参照）。
- なお、上記の理由により通常の勤務をすることができなかった日（例えば、通院のため午前中欠勤した場合等）が30日以上引き続いた場合であって、通常の賃金を下回る賃金が支払われた場合には、その期間及び原因となった傷病名等を⑬欄に記載します。
- (3) ⑨欄には、⑧欄の期間における賃金の支払の基礎となった日（休業手当の対象となった日又は有給休暇の対象となった日を含む。）の数を記載してください。
- なお、半日勤務等所定労働時間を勤務しなかった日も1日として取り扱い、その内容を備考欄に記載してください。
- (4) ⑩欄の最上段には、賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）のうち60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を、次の段には、上段の左側の月日の前月の賃金締切日の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日）から次の賃金締切日までの期間を、以下の各段には順次さかのぼって、上記(2)により記載した期間について記載します。
- この場合、⑩欄～⑫欄については原則として⑩欄の基礎日数が11日以上ある月が6月以上あれば、記載はそこまで結構です。
- また、当該期間中の各段において、左側の月日から右側の月日までの期間中に全く賃金の支払いを受けなかった場合には、その期間は記載する必要はありません。
- なお、⑩欄に記載した各期間において休業手当（労働基準法第26条によるもの）が支払われたことがある場合には、⑬欄に「休業」と表示の上、休業日数及び支払った休業手当の額を記載してください（例4参照）。この場合、各期間に対応する賃金月の全期間にわたり休業が行われ、休業手当が支払われた場合は、「全休業」と表示の上、休業手当の額を記載します。
- (5) 記載例を例1から例5までに掲げます。
- (6) ⑪欄については、⑩欄の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。
- また、⑨欄の基礎日数が11日に満たない欄については、⑬欄に賃金の支払の基礎となった時間数を記載してください。
- (7) ⑫欄については、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている部分には、その月の賃金のすべてを⑫欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金を⑫欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）を⑭欄に記載します。
- このほか、次の点に注意してください。
- ① 60歳に達した日等以前に労働協約等の改定に伴い賃金がさかのぼって引き上げられ、過去の月分に係る差額が支給された場合には、それぞれの該当月に支給された賃金額に当該差額を加えた額を記載します。
 - ② 通勤手当等が数ヶ月分一括支給された場合等は、対象月の月数で除して得た額を各月の欄に加算して記載しますが、この場合に生じた端数は、その最後の月にまとめて支払われたものとして記載してください。
 - ③ 賞与その他臨時の賃金については、⑫欄には記載しません。
- なお、記載しない欄には、斜線を引いてください。
- (8) ⑬欄には、賃金未払がある場合は、その旨及びその未払額等参考となる事項を記載してください。

(9) ⑭欄には、毎月きまって支払われる賃金以外の賃金のうち、3ヶ月以内の期間ごとに支払われるもの（以下「特別の賃金」という。）がある場合には、(2)により⑧欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称及び支給額を記載してください。

なお、余白には、斜線を引いてください（例5参照）。

(10) ⑩欄から⑭欄までの記載に当たっては、雇用保険法第17条の規定による賃金日額を計算するのに必要な賃金の支払状況を正確に記載することができる場合には、当該賃金の支払状況をもって足りります。

(11) ※欄には、記載しないでください。

(12) 社会保険労務士記載欄は、この証明書等を社会保険労務士が作成した場合にのみ記載してください。

例1 平成3年4月1日採用、平成27年10月27日
一般被保険者として60歳に到達。月給者。

⑭ 60歳に達した日等に雇職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑮ ⑮の期間における賃金支払基礎日数	⑯
60歳に達した日等の翌日 10月28日		
9月28日～ 60歳に達した日等	30日	
8月28日～ 9月27日	31日	
7月28日～ 8月27日	31日	
6月28日～ 7月27日	30日	
5月28日～ 6月27日	31日	
4月28日～ 5月27日	30日	
3月28日～ 4月27日	31日	
2月28日～ 3月27日	28日	
1月28日～ 2月27日	31日	
12月28日～ 1月27日	31日	
11月28日～ 12月27日	30日	
10月28日～ 11月27日	31日	
9月28日～ 10月27日	30日	

例2 平成3年4月1日採用、平成27年12月15日
一般被保険者として60歳に到達。日給者。

⑭ 60歳に達した日等に雇職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑮ ⑮の期間における賃金支払基礎日数	⑯
60歳に達した日等の翌日 12月16日		
11月16日～ 60歳に達した日等	8日	
10月16日～ 11月15日	8日	
9月16日～ 10月15日	8日	
8月16日～ 9月15日	15日	
7月16日～ 8月15日	14日	
6月16日～ 7月15日	14日	
5月16日～ 6月15日	18日	
4月16日～ 5月15日	16日	
3月16日～ 4月15日	19日	
2月16日～ 3月15日	19日	
1月16日～ 2月15日	19日	
12月16日～ 1月15日	19日	

（続紙）

⑭ 60歳に達した日等に雇職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑮ ⑮の期間における賃金支払基礎日数	⑯ 賃金支払対象期間
60歳に達した日等の翌日 月 日		
月 日～ 60歳に達した日等	日	月 日～ 月 日
11月16日～ 12月15日	19日	月 日～ 月 日
10月16日～ 11月15日	19日	月 日～ 月 日
9月16日～ 10月15日	19日	月 日～ 月 日

例3 平成3年4月1日採用、平成27年10月25日
一般被保険者として60歳に到達。平成26年12
月20日～平成27年7月16日肝臓炎のため欠勤、
賃金支払なし。月給者。

① 60歳に達した日等に離職したときな した場合の被保険者期間算定対象期間	② ①の期 間にお ける賃 金支払 日数	③ 賃金支払対 象期間	④ 備 考
60歳に達した日等の翌日 10月26日			
9月26日～60歳に達した 日等	30日	月 日～	
8月26日～9月25日	31日	月 日～	
7月26日～8月25日	31日	月 日～	
6月26日～7月25日	9日	月 日～	月25,12,20
11月26日～12月25日	24日	月 日～	至27,7,16
10月26日～11月25日	31日	月 日～	209日間
9月26日～10月25日	30日	月 日～	肝臓炎のため
8月26日～9月25日	31日	月 日～	賃金支払なし。

例4 平成3年4月1日採用、平成27年11月11日
一般被保険者として60歳に到達。月給者。平
成27年9月5日～30日（日曜日、国民の祝日
を除く。）休業手当支給。

① 賃金支払対象期間	② ①の 日数	③ 賃 金	④ 備 考
10月26日～60歳に達した 日等	17日	97,200	
9月26日～10月25日	30日	164,000	休業4日 16,640円
8月26日～9月25日	31日	133,200	休業15日 64,200円
7月26日～8月25日	31日	176,600	
6月26日～7月25日	30日	176,600	
5月26日～6月25日	31日	176,600	
4月26日～5月25日	30日	176,600	
3月26日～4月25日	31日	169,800	
2月26日～3月25日	28日	169,800	
1月26日～2月25日	31日	169,800	
12月26日～1月25日	31日	169,800	
11月26日～12月25日	30日	169,800	
10月26日～11月25日	31日	169,800	

例5

① 賃金に 関する特 記事項	27.12.25 〇〇手当 220,000円	27.9.25 〇〇手当 140,000円	27.6.25 〇〇手当 210,000円	27.3.25 〇〇手当 140,000円

高年齢雇用継続給付の受給資格確認関係手続等を行い、賃金証明書等を公共職業安定所に提出すると、公共職業安定所から、受給資格確認（否認）通知書が交付されますので、この通知書を直ちに被保険者本人に交付してください。また、このとき被保険者本人が高年齢雇用継続基本給付金の支給申請を行う場合は、本人に対し通知書の裏面の注意事項をよく読んで、事業所の所在地を管轄する安定所で必要な手続をとるように説明して下さるようお願いします。

59131-59140 4 支給要件の確認

59131 (1) 支給要件の確認内容

- イ 申請された暦月が雇用月、すなわち、その月の初めから末日までの間被保険者であること（雇用月でない月については支給の対象とならない）。
- ロ 雇用月に係る賃金額（みなし賃金額）が、賃金月額の 75%未満であること。
- ハ 雇用月に係る賃金額（みなし賃金額）が、支給限度額（59015 参照）未満であること。
- ニ 賃金の支払状況の記載について、各雇用月の末日までに賃金の支払日があり、この支払日に支払われた賃金額であること。
- ホ 雇用月について、みなし賃金額の算定が必要となる賃金が減額された日がある場合は、当該日数及びみなし賃金額に加算すべき額が記載されていること。
- ヘ 雇用月について、初日から末日までの間育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、介護休業給付又は教育訓練休暇給付金の支給対象となっていないこと。

59132 (2) 支給要件の確認手順

59131 ニ、ホを 59151-59160 により確認した上で、支給申請書をシステムに入力することにより確認することとなる。

59141-59150 5 支給額の算定

59141 (1) 支給額の算定方法

イ 59131 の支給要件を確認し、これを満たしている場合には、支給申請書をシステムに入力することにより支給額を算定する。支給額の算定の基礎となる賃金額は、割戻しの対象になる賃金が減額された日があるか否かにかかわらず、当該雇用月に実際に支払われた賃金を用いる。

したがって、割戻しの対象となる賃金が減額された日がある場合でも、みなし賃金額により支給額を算定することはないので留意すること。

ロ 支給額の具体的な算定方法は以下のとおりである。

(i) 雇用月に係る賃金額（みなし賃金額）が、賃金月額額の 64%未満である場合

支給額＝当該雇用月に実際に支払われた賃金額×0.10（支給率）

(ii) 雇用月に係る賃金額（みなし賃金額）が、賃金月額額の 64%以上 75%未満である場合
以下の手順で取り扱う。

i. 低下率（X）＝賃金額（みなし賃金額を含む）÷賃金月額×100

$$\text{ii. 支給率（Y）} = \frac{-64X + 4,800}{110} \times \frac{100}{X}$$

$$\text{iii. 支給額} = \text{実際に支払われた賃金額} \times Y \times \frac{1}{100}$$

また、令和 7 年 3 月 31 日以前に 60 歳に到達した日等を迎えた場合の支給額の具体的な算定方法は以下のとおりである。

(i) 雇用月に係る賃金額（みなし賃金額）が、賃金月額額の 61%未満である場合

支給額＝当該雇用月に実際に支払われた賃金額×0.15（支給率）

(ii) 雇用月に係る賃金額（みなし賃金額）が、賃金月額額の 61%以上 75%未満である場合
以下の手順で取り扱う。

i. 低下率（X）＝賃金額（みなし賃金額を含む）÷賃金月額×100

$$\text{ii. 支給率（Y）} = \frac{-183X + 13,725}{280} \times \frac{100}{X}$$

$$\text{iii. 支給額} = \text{実際に支払われた賃金額} \times Y \times \frac{1}{100}$$

なお、この計算はシステムにより処理することとなるが、端数が生じた場合の具体的な処理方法は、支給額については、小数点以下を切り捨てて整数とし、低下率及び支給率については、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで算定する。

ハ このように算定した支給額に当該雇用月に実際に支払われた賃金額を加えた額が支給限度額（59015 参照）を超える場合は、支給限度額から当該雇用月に実際に支払われた賃金額を減じて得

た額を支給額とする。

支給限度額の自動変更による改定日は毎年 8 月 1 日であるので、8 月以後の雇用月より当該変更後の支給限度額を基準として支給額を算定することとなる。

- ニ このように算定した支給額が支給申請月の初日における賃金日額の最低限度額の 8 割に相当する額（その額が法第 18 条の規定により変更されたときは、その変更後の額。）を超えないときは不支給とする（法第 61 条第 6 項）。

賃金日額の最低額の自動変更による改定日は毎年 8 月 1 日であるので、8 月以後の雇用月より当該変更後の賃金日額の最低額を基準として支給額を算定することとなる。

59142 (2) 実際に支払われた賃金額

賃金の範囲については、賃金証明書に記載する賃金の範囲と同様であるが、雇用月に実際に支払われた賃金とは、当該雇用月に支払われた賃金のみをいい、当該雇用月を対象とした賃金であっても、他の月に支払われた賃金は、当該雇用月の賃金として算定しない。

ただし、未払賃金がある場合は、当該未払額を含めて算定する。この未払額とは、支払義務の確定した賃金が所定の支払日を過ぎても、なお、支払されないものをいう（業務取扱要領 50609 参照）。

また、労働協約等の改定に伴い賃金が遡って引き上げられ、過去の雇用月に係る差額分が支払われた場合、これら差額分を遡って過去の雇用月に再配分せず、当該支給された月に支払った賃金として取り扱う（したがって、当該差額支給があった月が雇用月である場合には、当該差額はその雇用月に支払われた賃金として取り扱う）。

なお、賃金算定の事由が各月ごとに発生し、本来各月ごとに支払われるべきところ、単に支払事務の便宜等のため数か月分一括して支払われる通勤手当等については、当該賃金が支払われた以後の各雇用月に、当該賃金額をその基礎となる月数で除した額が支払われたものと取り扱う。

59143 (3) みなし賃金額

- イ 賃金の範囲については、賃金証明書に記載する賃金の範囲と同様であるが、雇用月において、ロに掲げる理由により賃金の減額の対象となった日がある場合は、実際に支給された賃金額に、当該減額の対象となった日について賃金の減額が行われなかったものとみなして割戻しにより算定した賃金額をあわせたものを、当該雇用月のみなし賃金額とすること。

また、日給者及び時間給者については、1 か月の所定労働日数を基準として、当該減額の対象となった日を把握した上で、みなし賃金額を算定する。

したがって、こうした場合には、支給申請書中の支払われた賃金額の欄には、実際に支払われた賃金の額を記入するとともに、「賃金の減額があった日数」欄に当該減額の対象となった日数を記入し、また、「その他賃金に関する特記事項」欄（27、28 及び 29 欄）に賃金の減額となった日に支払われた賃金額を記入するよう事業主を指導する。

- ロ この場合のみなし賃金額の算定における割戻しの対象となるのは、以下に掲げる理由により賃金の減額を受けた日をいう。

(4) 受給資格者の非行等

受給資格者の責めに帰すべき理由により賃金の減額が行われた日がある場合である。すなわち、受給資格者の非行により事業主から懲戒を受け賃金が減額された場合及び受給資格者が無断欠勤したことにより賃金が減額された場合のみならず、冠婚葬祭等受給資格者の私事により 1 日あるいは一定時間について欠勤した場合も含む。

(ロ) 疾病又は負傷

(ハ) 事業所の休業

これは事業主の責めに帰すべき理由以外の理由による事業所の休業のほか、労働基準法の規定により休業手当の支払いが行われるような事業主の責めに帰すべき理由による場合も、賃金が減額されている限り、算定の対象となる。

(ニ) その他公共職業安定所長が定めるもの

a 妊娠、出産、育児

妊娠、出産、育児の対象範囲に特に限定はない。

なお、育児を行った月のうち、育児休業（出生時育児休業を含む。）を取得し又は育児時短就業し育児休業等給付の支給を受けることができる雇用月については、高年齢雇用継続給付を受けることができないので、算定の対象にもならない。

b 介護

介護の対象範囲に特に限定はない。

c 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為

労働関係調整法第7条にいう争議行為をいう。

ハ 雇用月について、ロに掲げる理由により賃金の減額の対象となった日がある場合については、当該理由により支払を受けることができなかった額を実際に支払われた賃金額に加算することによりみなし賃金額を算定する。

59144 (4) 賃金の支払日が変更となった場合等の取扱い

雇用月において、賃金締切日が変更されたこと等により、賃金の支払日に変更され、この変更により賃金の支払がなかった月がある場合は、当該変更のあった月の翌月の変更後の支払われた賃金を当該賃金支払のなかった月に支払われたものとして取り扱う。

この場合に、当該変更のあった月の翌月に支払われた賃金は、当該変更後の賃金額を再度当該雇用月に支払われた賃金として取り扱うこととする。

なお、このように就業規則等により賃金の支払日に変更になったわけではなく、賃金の支払の遅延があった場合、あるいは、年始が賃金の支払日にあるために繰り上げて支給された場合のように、当該賃金支払日のなかった月に本来、支払われることとなっていた賃金額が、その前後の月で支払われたことが明確な場合、当該賃金額を当該賃金の支払日のなかった月に支給されたものとして取り扱う。

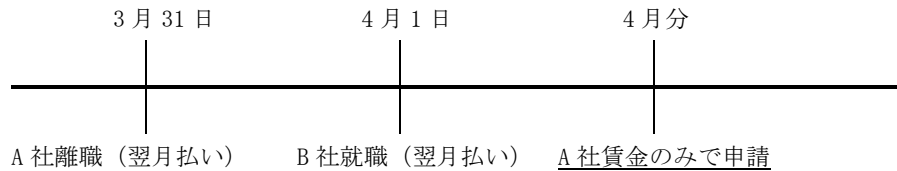
また、週給払い等により支給対象月に賃金の支払日が2日以上ある場合は、当該月に支払のあった賃金の額の総額を、当該雇用月に支払われた賃金として取り扱う。

59145 (5) 資格喪失後再度被保険者資格を取得した場合で新たな被保険者資格取得後に喪失前事業所の賃金が支払われた場合の取扱い

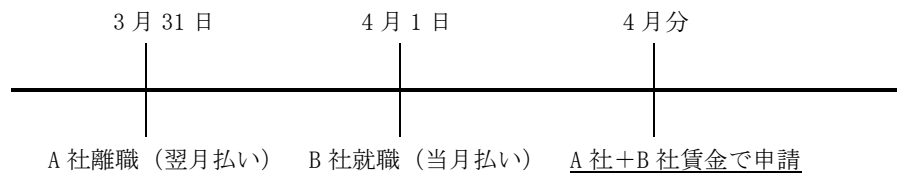
基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、新たに被保険者資格を取得し、引き続き基本給付金の受給資格者となる場合で、当該被保険者資格取得後の雇用月に当該被保険者資格喪失前の事業所に係る賃金が支給されている場合は、被保険者資格喪失前の事業所に係る賃金についても当該雇用月に支払われた賃金額として取り扱う。なお、この場合の支給申請については、その時点における雇用主である被保険者資格取得後の事業主が当該事業主の事業所管轄安定所に対して行うものとする。

※被保険者資格喪失前の事業所を A 社、新たに被保険者資格を取得後の事業所を B 社とする。

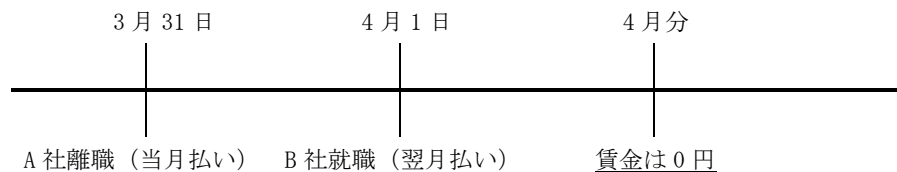
(例 1) A 社翌月払い、B 社翌月払いの場合



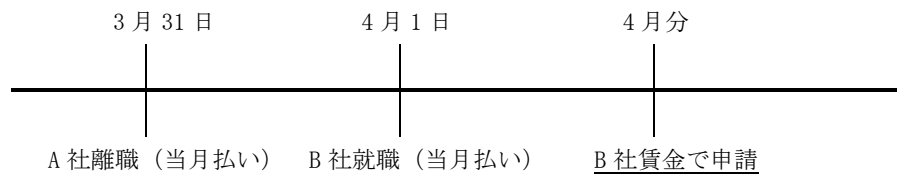
(例 2) A 社翌月払い、B 社当月払いの場合



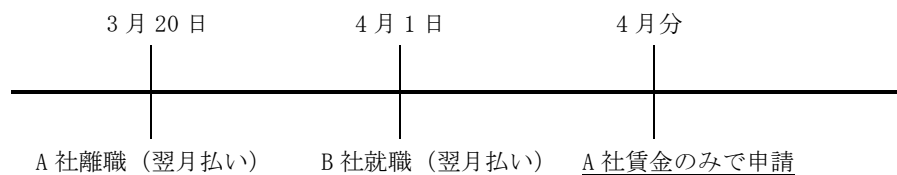
(例 3) A 社当月払い、B 社翌月払いの場合



(例 4) A 社当月払い、B 社当月払いの場合



(例 5) 被保険者資格喪失後再度被保険者資格を取得するまでに 1 日以上空白がある場合 (A 社翌月払い、B 社翌月払い)



59151-59160 6 支給決定に係る手続

59151 (1) 支給の通知等

支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定をしたこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した支給（不支給）決定通知書を作成する。

また、次の支給申請月及び来所日等の指定を行うことにより、あわせてこの支給（不支給）決定通知書に印字する（次の支給申請月及び来所日等の指定についての詳細な取扱いについては、59152 を参照のこと）。

この支給（不支給）決定通知書には、切り取り線により次の支給申請書が添付されているが、この部分を含めて、当該事業主が雇用している受給資格者の支給（不支給）決定通知書をまとめて、事業主に郵送し、当該事業主が各受給資格者に手交する。

また、この次の支給申請月及び来所日等については、高齢雇用継続給付次回支給申請日通知書により、当該事業主に対しても通知する。

59152 (2) 次回支給対象月及び来所日等の指定

第 2 回目以降の支給申請については、前回の支給申請時ごとに事業所管轄安定所長から指定された支給申請月を行うこととし、事業所管轄安定所においては、支給申請がなされたときは、支給決定手続を行うとともに、次の支給申請月の指定を行わなければならない。

その具体的な取扱いは以下のとおりである。

イ 受給資格者の支給申請に際して、当該受給資格者の申請が当該事業所が雇用する被保険者に係る初めての申請であって、当該事業所について事業所の支給申請月が定められていないときは、当該事業所の支給申請月を 2 か月に 1 回となるような形で定め、当該事業所に通知する。

事業所及び当該事業所に雇用される受給資格者の場合、安定所の業務量等を勘案しつつ、奇数月型又は偶数月型のいずれかのタイプを当該事業所の支給申請月として定める。

支給申請月のタイプを定めた場合には、これを登録するとともに、事業主に対して通知する。

ロ 事業所管轄安定所においては、受給資格者から事業主を通じて支給申請がなされたときは、次の事業所の支給申請月の前月までの期間における支給対象月について支給申請月を指定する。

具体的には、今回支給申請がなされた支給対象月の次の 2 か月分の支給対象月、すなわち今回支給申請の対象となっている月の翌月及び翌々月の 2 か月分の支給対象月について、支給申請月を指定する。この支給申請月は、当該次の 2 か月の支給対象月について、いずれもその翌月以後最初に到来する事業所の支給申請月とする。事業所の支給申請月は 2 か月ごとに定められていることから、当該次の 2 か月の支給対象月の支給申請月は同一の月となる。

これにより、第 2 回目以後の支給申請からは、原則として 2 か月ごとにまとめて同時期に支給申請が行われることとなる。

ハ 受給資格者について次の支給申請月を指定したときは、事業主及び受給資格者にその旨を通知するとともに、その支給申請月に当該 2 か月分の支給申請を行わなければならないことについて周知する。

ニ 個々の受給資格者に対し、次の支給申請月を指定したときは、あわせて、その支給申請月の中の 1 日あるいは 1 週間を、当該次の 2 か月分の支給対象月について実際に申請のために来所すべき日あるいは来所すべき期間として定めることとする。

この来所日等は当該事業所に雇用される受給資格者について一律に定めることとし、事業主に

対しては、その雇用する受給資格者のうち当該支給対象月に申請すべき者については、一括してその来所日等に申請するよう指導することとする。

ただし、これは運用上の観点から事業主及び受給資格者に協力を求めるものであり、この来所日等を徒過して支給申請があった場合でも、支給申請月中であれば、当該支給申請月に係る支給対象月について支給決定を行うことができる。

また、支給対象月において支給要件を満たさなかったために支給申請を行っていない受給資格者については、その後の支給申請の対象となる月の直後の事業所毎に定められた支給申請月に申請を行うよう事業主及び受給資格者を指導する。

次回支給申請月及び来所日等を指定したときは、その指定した支給申請月及び来所日等と、その支給対象月を、支給（不支給）決定通知書に印字する。

59153 (3) 口座振込みによる高年齢雇用継続給付の支給

イ 受給資格確認票・（初回）支給申請書の中の払渡希望金融機関指定届に本人名義の普通預（貯）金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預（貯）金口座に係る金融機関（出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 52 条第 2 項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）であって、その者が高年齢雇用継続給付の払渡しを希望するものの記載を行い、当該普通預（貯）金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて提出するよう指導する。

その取扱いについては求職者給付及び就職促進給付の場合と同様である。

ただし、受給資格確認票・（初回）支給申請書の中の払渡希望金融機関指定届が電磁的方法により記載されている場合は、当該普通預（貯）金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるものの確認を省略して差し支えない。

また、口座情報が手書きにより記載された場合であって、上記の口座情報が確認できる書類が提出されないときに、公共職業安定所長が口座情報の確認に支障がないと認める場合はその提出を不要とすることができる。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）に基づき口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座を登録し、かつ、安定所に個人番号を届け出ている者であって、当該口座への振込を希望する場合の取扱いは、52003 イ(ロ)参照。

ロ 受給資格者の申出により口座振込みの方法で高年齢雇用継続給付を支給することとなる場合は、その者に支給すべき高年齢雇用継続給付のすべてについてこの方法により支給するものであり、その一部を現金で支給する取扱いは認めない。

ハ 口座振込みによる高年齢雇用継続給付の支給に係るその他の具体的な事務手続については、求職者給付及び就職促進給付の場合と同様である（業務取扱要領 52001～52050 参照）。

59201-59250 第3 基本給付金に係る2回目以降の支給申請手続

59201-59210 1 支給申請書の提出

59201 (1) 支給申請書の提出時期

イ 第2回目以後の支給申請については、前回の支給申請時ごとに事業所管轄安定所長から指定された支給申請月に行うこととし、受給資格者は、支給対象月について高年齢雇用継続給付の支給を受けようとするときは、事業主を経由して当該支給対象月について予め指定された支給対象月に支給申請書を事業所管轄安定所に提出することとする。

第2回目以後の支給申請に係る支給申請書は、前回の高年齢雇用継続給付支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）に添付されている。

ロ 支給申請書の提出については、原則として、当該受給資格者を雇用する事業主を経由して行うこととする。

支給申請書には、当該雇用月に係る賃金額が賃金月額の75%未満となった場合に、その月についてのみ申請することとする。

したがって、雇用月すべてについて賃金額が賃金月額の75%未満とならなかった場合は、支給対象月とはならないので、支給申請書を提出する必要はない。

ハ 次回の支給申請月及び支給対象月の指定を受けていた者であって、当該支給対象月に支給要件に該当しなかったため等の理由により、支給申請を行わなかった受給資格者が、その後支給申請を行う場合は、支給申請の対象となる月の直後の事業所毎に指定されている支給申請月に申請を行うよう事業主及び受給資格者を指導する。

なお、この場合の支給申請書は、当該支給申請月の指定を受けた時に出力されていたものを使用することとするが、その際には、受給資格者に対し、支給対象月を変更の上、所要の記入を行うよう指導する。

また、このように前に出力された支給申請書を使用して支給申請が行われた場合は、当該支給関係の処理を行う前に基本項目変更処理により前回支給申請期間を今回支給申請することとなった支給対象月の初月の前月に、次回支給申請日を今回実際に申請のあった支給申請日に変更しておくこととする。

ニ 事業所管轄安定所における支給申請書の保存期間は2年間とする。

59202 (2) 添付書類

賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類の添付が必要である。

なお、被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、給与明細書又は賃金台帳の写しの添付が必要である。

また、この高年齢雇用継続基本給付金の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱いは、業務取扱要領 21206 及び 21502 に準じて取り扱うこととする。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

高年齡雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

NNNNN

NNNNNN 公共職業安定所
NNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN (被保険者通知用)

NNNNNN 公共職業安定所
NNNNNNNNNNNNNN

2020 3

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。	
令和 年 月 日	事業所名（所在地・電話番号） 事業主氏名
雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。	
令和 年 月 日	公共職業安定所長 職 申請者氏名

※	社会保障 労務士 記載欄	作成年月日・提出年月・事業主印の捺印	氏 名	電話番号
	所長	次長	課長	係長
				係
				操作者

備 考	賞金締切日	日	賞金支払日	当月・翌月 日
	賞金形態	月給・日給・時間給・		
	所定労働日数	4欄 日 8欄 日 12欄 日		
	通勤手当	有（毎月・3か月・6か月・）・無		
※支給決定年月日 令和 年 月 日				

注 意

- この申請書は、指定された次回支給申請日に事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。また、この支給申請については指定された次回支給申請日に行わなければ、特別の事情があると認められない限りその支給を行うことはできません。
- なお、初回の支給申請は、この申請書に六十歳到達時等賞金証明書及び高年齢雇用継続給付支給資格確認書を添付して最初に支給を受けようとする支給対象月の前日から起算して4ヶ月以内に行ってください。この場合、平成16年1月1日以前に既に高年齢雇用継続給付の支給資格が確認されている場合には、六十歳到達時等賞金証明書及び支給資格確認書の添付は必要ありません。
- また、初回の支給申請前に既に六十歳到達時等賞金証明書及び支給資格確認書を提出して支給資格等の関係を行い、支給資格確認通知書を受付されている場合には、これらの書類の添付に代えて支給申請書にその通知書添えて事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。
- 申請は正しくしてください。誤りの記載をして提出した場合には、以後高年齢雇用継続給付を受けることができないばかりでなく、不正に支給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、罰則として罰金に処せられることがあります。
- 4欄、8欄及び12欄には、支給を受けようとする支給対象月を記載し、月が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
- 支給対象月において被保険者資格を喪失した後一旦の空白もなく別の事業主に雇用され被保険者資格を取得したときも、支給の対象となります。
- この場合において、被保険者資格喪失前の事業主から支払われた賞金については、備考欄にその額を記載してもらってください。
- 5欄、8欄及び13欄には、各々4欄、8欄及び12欄に記載した支給対象月に支払われた賞金（臨時の賞金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賞金を除く。）の額を記載してください。
- (1) 賞金に支えられるか否かが判断し難いものについては、各々13欄、20欄及び21欄にその額とその名称を記載してください。
- (2) 出向中の被保険者であって、出向元及び出向先の双方から賞金が支払われている場合は、その賞金の合計額を記載してください。この場合、下記11の賞金合計により賞金の額が確認できない賞金については、備考欄にその額を記載してもらってください。
- (3) 賞金締切日、賞金支払日、賞金形態、5欄、8欄及び13欄に記載した賞金の支払いに係る月ごとの所定労働日数（賞金形態が日給又は時間給の場合）並びに通勤手当に関する事項について、備考欄に記載してください。
- 6欄、10欄及び14欄には、各々5欄、9欄及び13欄に記載した賞金の支払いに係る月において昇任、転任、異動、事業所の休業、私事等により賞金の全部又は一部の支払を受けることができなかった日の数を記載してください（該当する日がない場合は「0」と記載してください。）。この場合、5欄、8欄及び13欄に記載した賞金の支払いに係る月において賞金の減額の対象となった日に支払いを受けることができなかった賞金の額を各々19欄、20欄及び21欄に記載してください。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
- 事業主は、記載事項に誤りがないことを証明を行ってください。
- 事業主が誤りの証明をした場合には、不正に支給した者と連帯して、不正に支給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、罰則として罰金に処せられることがあります。
- この支給申請書の提出に際しては、賞金額等その記載内容を確認できる賞金台帳、出勤簿等をご持参ください。
- 本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保障労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保障労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

12 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

59211-59220 2 支給決定手続

59211 (1) 支給要件の確認

初回支給申請が行われた場合と同様に支給対象月ごとに支給要件の確認を行う（59131-59140 参照）。

59212 (2) 支給額の算定

初回支給申請が行われた場合と同様に支給対象月ごとに支給額の算定を行う（59141-59150 参照）。

59213 (3) 支給決定に係る手続

初回支給申請について支給決定を行った場合と同様に取り扱う（59151-59160 参照）。

59251-59290 第4 再就職給付金に係る初回支給申請手続

59251-59260 1 手続の概要

59251 (1) 概要

- イ 再就職給付金の初回支給申請は、所定の期限内に支給申請書に必要な書類を添えて提出することにより行うこととなるが、被保険者が再就職給付金の支給申請を行うことを希望する場合には、原則として、初回の支給申請前に「受給資格確認票・（初回）支給申請書」を受給資格確認票として使用し、受給資格の確認を行う。
- ロ 再就職給付金に係る賃金月額は、再就職前に受給していた基本手当に係る賃金日額の30日分の額とするので、賃金証明書の提出は要さない。
- ハ イの受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出に当たっては、受給資格確認に係る所要の欄に記載を行い提出しなければならないので、その旨被保険者及び事業主を指導する。
- ニ 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出により再就職給付金の受給資格の確認が行われた場合には、その際に交付する支給申請書により初回の支給申請を行うこととなるので留意する。
- ホ 被保険者資格取得届の提出に併せて再就職給付金に係る受給資格の確認を行わなかった場合等については、初回支給申請と同時に、再就職給付金の受給資格の確認をすることも可能である。その場合は、受給資格確認票・（初回）支給申請書の必要な欄に記載を行い提出することとなる。

59252 (2) 再就職給付金に係る受給資格の確認を行う場合の手続

- イ 被保険者であった期間の確認
再就職給付金に係る受給資格は、基本手当の受給資格に係る離職の日において、被保険者であった期間が通算して5年以上あることが必要であるため、これを満たさない者について受給資格確認票・（初回）支給申請書が提出された場合には、これを入力することにより、高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書を作成する。
- ロ 支給残日数の確認
再就職給付金に係る受給資格は、当該職業についた日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上であることが必要であるため、これを満たさない者について「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、これを入力することにより、高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書を作成する。
- ハ 安定した職業についたことの確認
再就職給付金に係る受給資格は、安定した職業に就いたものであることが必要であるため、これを満たさない者について「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、これを入力することにより、高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書を作成する。
- ニ 再就職手当を受けていないことの確認
再就職給付金と再就職手当は併給することができないため、「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、被保険者又は事業主に対してその旨の確認を行うとともに、再就職手当を受けた者について「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、これを入力することにより、高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書を作成する。

ホ 受給資格確認通知書等の交付

イからニにより受給資格の確認を行った場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、受給資格確認通知書を作成する。この受給資格確認通知書は、当該被保険者を雇用する事業所に交付し、各事業所において各受給資格者に手交することにより、通知を行う。

また、この通知にあわせて初回の支給申請に係る支給申請書を作成し交付する。支給申請書の交付に際して、当該受給資格者の申請が当該事業所が雇用する被保険者に係る初めての申請であって、当該事業

所について事業所の申請月が定められていないときは、59102 イ(ハ)に準じて、当該事業所の申請月を定めて、支給申請月を指定する。

ヘ 受給資格確認票・（初回）支給申請書に係る個人情報の取扱い

59034(4)と同様に取り扱う。

なお、高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書又は高年齢雇用継続給付受給資格否認通知書並びに高年齢雇用継続給付支給決定通知書又は高年齢雇用継続給付不支給決定通知書には、個人番号の表示は行わない。登録された個人番号の提供を求められた場合、登録された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)ニのとおり案内すること。

ト 払渡希望金融機関口座の確認

59102 イ(ホ)に準じて払渡希望金融機関口座の確認を行う。

59253 (3) 初回の支給申請に併せて受給資格確認を行う場合の手続

被保険者資格取得届の提出に併せて再就職給付金に係る受給資格の確認を行わなかった場合等については、再就職給付金に係る初回支給申請に併せて受給資格の確認を行うことが可能であるが、この手続は、59252により受給資格確認を行った上で、支給要件等の確認を行って、再就職給付金の支給決定又は不支給決定を行うこととなる。

59254 (4) 被保険者が手続を行う場合の取扱い

被保険者本人が、事業主を経由せずに、受給資格確認等に係る手続を行う場合は、59104に準じて取り扱う。

59261-59270 2 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出

59261 (1) 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出時期

イ 基本手当の支給を受けていた者が、60歳到達時以降に雇用され一般被保険者となった場合において、再就職給付金の支給を受けようとするときは、受給資格確認票・（初回）支給申請書を受給資格確認票のみとして使用して必要事項を記載し、当該記載内容についての事業主の確認を得た上、原則として当該被保険者を雇用する事業主を経由して、当該被保険者に係る雇用保険被保険者資格取得届とあわせて事業所管轄安定所に提出するよう、当該被保険者及び事業主を指導する。

ロ 再就職給付金に係る最初の支給申請については、支給を受けようとする最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に事業所管轄安定所に提出しなければならない。

そこで、イにより受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出することにより、受給資格確認を行っていない場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に必要事項を記載することにより、最初の支給申請時に受給資格確認を行うこともできる。

- ハ 再就職手当の支給を受ける者については、再就職給付金の支給を受けることができないため、再就職手当の支給申請を行う者については、イの手続は行わないこととなる。
- ニ なお、再就職給付金については、当該再就職前に受給していた基本手当の基礎となった賃金日額の 30 日分の額を賃金月額とするので、事業主による賃金月額の届出の手続は存在しない。
- さらに、払渡希望金融機関指定届についても、既に基本手当の受給に伴い当該受給資格者の口座は指定されている場合が多いので、その記入は要さないこととなるので留意する。
- ホ 再就職給付金に係る受給資格確認票・（初回）支給申請書の保存期間は 5 年間とする。

59262 (2) 添付書類

再就職給付金の受給資格の確認を行う際には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に雇用契約書、雇入通知書等当該支給申請に係る被保険者が安定した職業に就いたことが証明できる書類を添えて提出しなければならない（則第 101 条の 7 第 1 項）。

59263 (3) 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出時期に係る取扱い

- イ 受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出については、原則として、60 歳到達時の後に被保険者として雇用された日以降すみやかに行うか又は最初の支給対象月について支給申請を行うよう当該被保険者及び事業主を指導することとするが、提出が当該被保険者として雇用された日から大幅に遅れて行われた場合でも、受給資格確認をなし得る。
- ロ 被保険者でない者から受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出がなされた場合のように、当該提出の時点では再就職給付金の支給がなされる可能性のない場合については、その後新たに被保険者資格を取得することにより支給が可能となった時点以後に、受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出を行うよう、当該被保険者を指導する。

59271-59280 3 受給資格の確認関係手続

59271 (1) 受給資格の確認

受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出を受けた事業所管轄安定所においては、以下により受給資格の確認を行う。

イ 当該申請に係る被保険者について、当該直前の受給資格に係る離職の日より遡って、被保険者であった期間が通算して5年以上であるか否かの確認を行う。

なお、再就職給付金の支給を受けようとする者は既に直前に基本手当の支給を受けており、当該基本手当の基礎となった被保険者資格は通算できないため、この時点で被保険者であった期間が通算して5年未満の者については、その後65歳までに被保険者であった期間が5年を満たすことはあり得ない。

したがって、この時点で被保険者であった期間が通算して5年未満である者については、この時点で受給資格の否認のみを行うこととなる。

ロ 当該被保険者資格の取得日が、当該取得直前の受給資格に係る基本手当の受給期間内にあることを確認する。

ハ 当該直前の受給資格に係る基本手当の支給残日数が100日以上あることを確認する。

この支給残日数の確認は、再就職手当に係る支給要件と同様の取扱いとする。

すなわち、当該被保険者が再就職しなかったこととした場合における被保険者資格の取得日から当該直前の受給資格に係る受給期間の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数となる。

なお、以上のことは、受給資格確認票・（初回）支給申請書に必要事項を記載した上でシステムに入力することにより、判断される。

また、この場合の支給残日数の判断に当たっては、当該被保険者資格の取得日の前日までの間の失業の認定を行った上で判断することとする（業務取扱要領 57151 ハ(イ) a 参照）。

ニ 「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められること」の確認は、再就職手当に係る支給要件の確認に準じて支給申請者に係る雇用保険被保険者資格取得届の「契約期間の定め」欄等を利用して行う（業務取扱要領 57151 ハ(イ) b 及び c 参照）。

59272 (2) 受給資格を確認した場合の取扱い

受給資格を確認した場合は以下のとおり取り扱う。

イ 当該直前の受給資格に係る基本手当の算定の基礎となった賃金日額の30日分の額が再就職給付金に係る賃金月額として登録される。

したがって、当該基本手当の算定の基礎が、60歳到達時の賃金日額の場合は、60歳到達時の賃金日額の30日分の額となる。

なお、登録された賃金月額が、基本手当に係る賃金日額の自動変更規定により変更された場合は、当該賃金月額の最高額、最低額も変更することとするが、その取扱いについては基本給付金の場合と同様である（59121 ニ参照）。

ロ 受給資格確認を行った場合には、受給資格者に対する支給申請月等の周知、受給資格確認通知書の作成、必要に応じて事業所の支給申請月の定め等の所要の事務手続を行うが、その内容は、基本給付金の場合と同様である（59102 イ参照）。

また、受給資格確認通知書等にあわせて支給申請書を交付する。

ハ 再就職給付金の口座払いは、基本給付金の場合と同様の手続を行う（59102 イ(ホ)参照）。

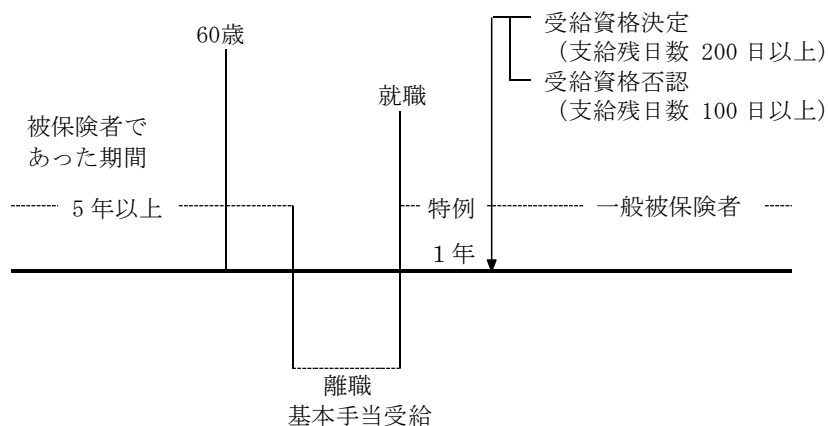
59273 (3) 受給資格を満たしていない場合

イ 受給資格を満たしておらず、受給資格を否認した場合は、基本給付金の場合と同様に、受給資格否認通知書により、当該被保険者を雇用する事業主を通じて被保険者に通知する。

ロ 基本手当の受給後短期雇用特例被保険者として被保険者資格を取得した場合は、たとえ当該被保険者資格を取得した時点で受給資格を満たしたとしても、当該被保険者資格取得後 1 年を経過して一般被保険者となった場合を除いて、本制度の対象とはしない。

なお、この場合における支給対象期間の起算日は就職日すなわち短期雇用特例被保険者として雇用された日となるので、支給期間が 1 年に限られる基本手当の支給残日数が 100 日以上 200 日未満の者については、支給対象期間が 1 年であることからたとえ一般被保険者となっても、通常、受給資格の確認は行えないので留意する。

(例示)



59281-59290 4 支給申請関係手続

59281 (1) 支給申請書の提出

イ 59272 ロにより交付した支給申請書により、所定の支給申請月に事業所管轄安定所に初回の支給申請を行うことを原則とする。

ロ 再就職給付金に係る支給申請書の保存期間は2年間とする。

59282 (2) 添付書類

再就職給付金の最初の支給申請を行う際には、支給申請書に賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて提出しなければならない（則第101条の7第1項）。

なお、被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合には、給与明細書又は賃金台帳の書類の写しの添付が必要である。

また、この再就職給付金の最初の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱い、業務取扱要領21206及び21502に準じて取り扱うこととする。

59283 (3) 支給要件の確認

59131-59140 に準じて支給要件の確認を行う。

59284 (4) 支給額の算定

59141-59150 に準じて支給額の算定を行う。

59285 (5) 支給決定に係る手続

59151-59160 に準じて支給決定に係る手続を行う。

59286 (6) 初回支給申請にあわせて受給資格確認を行う場合の取扱い

59262、59271-59280 により再就職給付金の受給資格確認を行うとともに、59281-59285 により支給決定手続を行う。

59291-59300 第5 再就職給付金に係る2回目以降の支給申請手続

59291-59295 1 支給申請書の提出

59291 (1) 支給申請書の提出時期

59201 と同様に取り扱う。

59292 (2) 添付書類

59202 と同様に取り扱う。

59296-59300 2 支給決定手続

59296 (1) 支給要件の確認

初回支給申請が行われた場合と同様に支給対象月ごとに支給要件の確認を行う（59283 参照）。

59297 (2) 支給額の算定

初回支給申請が行われた場合と同様に支給対象月ごとに支給額の算定を行う（59284 参照）。

59298 (3) 支給決定に係る手続

初回支給申請について支給決定を行った場合と同様に取り扱う（59285 参照）。

59301-59350 第6 高年齢雇用継続給付の受給資格者が離職により被保険者資格を喪失した場合の取扱い

59301-59310 1 被保険者資格喪失に係る支給対象月に係る取扱い

59301 (1) 1日以上被保険者の空白がある場合

イ 高年齢雇用継続給付は、被保険者として継続して雇用されている暦月について支給対象とするので、高年齢雇用継続給付の受給資格者が離職により被保険者資格を喪失し、1日以上被保険者として雇用されない日が生じた場合は、当該支給対象月は雇用月とはならないので、高年齢雇用継続給付の支給はできない。

ロ 高年齢雇用継続給付の支給申請については、59042 のとおり、初回の支給申請を除き、原則として、公共職業安定所長が指定した支給申請月に行うこととなっているが、このように高年齢雇用継続給付の受給資格者が途中で被保険者資格を喪失した場合に限っては、当該支給申請月でなくとも、被保険者資格を喪失した日以降から、支給申請月の末日までの間にこれを行うことができる。

なお、この支給申請については、資格喪失届（及び離職証明書）の提出に併せて行うことが望ましいので、その旨事業主を指導する。

また、支給関係手続を行った後は、支給（不支給）決定通知書を被保険者本人に郵送により通知する。

59302 (2) 1日の空白もなく被保険者資格を再取得した場合

イ 被保険者資格を喪失した後、離職日から1日の空白もなく再就職等により他の事業主に雇用され被保険者資格を取得した場合については、当該被保険者資格の喪失した日の属する月に被保険者として継続して雇用されているので、当該被保険者資格の喪失に係る支給対象月も雇用月として支給対象となり得る。

ロ この場合の当該被保険者資格の喪失月に係る支給申請は、被保険者資格取得後の事業主が当該事業主の事業所管轄安定所に対して行うものとする。

また、被保険者資格喪失前の事業所に係る賃金が支給されている場合は、その支給申請書には、その賃金も含めて記載することとするが、その場合は、当該賃金額の確認は、当該支給申請書中の備考欄に喪失前の事業所に係る賃金額を記載するよう当該事業所を指導する。

なお、支給申請書において喪失前の賃金額の確認が行えない場合は、当該喪失前の事業所の事業主が作成した賃金額を証明する任意の証明書を、当該支給申請書にこれを添付することとしても、また、当該受給資格者の給与明細票等により確認することとしても差し支えない。

また、当該被保険者資格の喪失月の前月までの支給申請については、被保険者資格取得前の事業主が行うが、その具体的手続は、59301と同様である。

59311-59320 2 資格喪失後再度被保険者資格を取得した場合の取扱い

59311 (1) 基本給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失した場合

イ 基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに、1年以内に雇用され被保険者資格を再取得したときは、新たに取得した被保険者資格についても引き続き基本給付金の受給資格者となり得る。

この場合、基本給付金の受給資格者が、被保険者資格を喪失した後の1回目の再取得についてのみならず、2回目以降の再取得についても、上記の要件に該当すれば引き続きその受給資格者となり得る。

ロ また、基本給付金の受給資格者が、当該被保険者資格を喪失した後、1年の間に、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合又は、当該喪失理由が定年等の理由による者が一定期間安定した雇用に就くことを希望しない場合であって、高年齢雇用継続給付を1年以内に受給しない場合は、1年を超えて雇用され被保険者資格を再取得したときであっても、新たに取得した被保険者資格についても引き続き基本給付金の受給資格者となり得る。

なお、その具体的な取扱いは、59312のとおり。

ハ イに該当する場合であって、再度被保険者資格を取得した後の雇用月に被保険者資格喪失前の事業所に係る賃金が支給されている場合は、当該賃金も雇用月に支払われた賃金額に含める(59145(5))。この場合の申請方法については、59302ロと同様である。

59312 (2) 高年齢雇用継続給付の延長

イ 疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができないときがある場合

(i) 理由

基本手当に係る法第20条第1項に基づき認められている理由と同様とする(業務取扱要領50271参照)。

(ii) 延長される日数

前記(i)に掲げる理由により引き続き30日以上職業に就くことができない期間がある受給資格者について、被保険者資格の喪失後1年間に加えることができる日数は、当該理由により、職業に就くことができない期間の日数であるが、当該期間は資格を喪失した日から起算して4年を超えることはないので、延長される期間は、最大3年間を限度とする。

なお、異なる2以上の理由により、引き続き30日以上職業に就くことができない場合であってもその期間の日数を加算できる。

(ii) 延長申請の手続

a 延長申請書の提出

受給期間の延長の措置を受けようとする者は、前記(i)に掲げる理由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から、被保険者でなくなった日から起算して4年を経過する日までの間(延長後の当該期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間)に、高年齢雇用継続給付延長申請書(以下「延長申請書」という。)に、医師の証明書その他のイの(i)の理由に該当することの事実を証明することができる書類(必要最小限のものを提出させること。)を添えて、当該受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所(則第54条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。)に提出しなければならない。最大で被保険者でなくなった日から起算して4年間が申請期間となるが、延長の理由が止んだ場合は、1年間に職業に就くことが

できない期間を加えた期間までが、延長後の被保険者資格を再取得した場合に基本給付金の対象となる期間であり、延長申請期間であることに留意すること。

なお、この延長申請書は、基本手当に係る受給期間延長申請書及び教育訓練給付適用対象期間延長申請書（様式第 16 号）と同一の様式とする。

したがって、当該資格喪失が離職である場合については、高年齢雇用継続給付に係る延長申請が行われた場合は、併せて基本手当及び教育訓練給付の受給資格を有する者については、当該給付に係る延長申請も行うよう当該受給資格者を指導することとする。

この場合の申請は、必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送により行うこととしても差し支えない。

この場合において、天災その他やむを得ない理由（交通途絶等申請者の責めに帰すことができない理由）のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内に申請すればよい。また、上記による申請の期限の日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日をいう。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日がその期限の日とみなされる（行政機関の休日に関する法律第 2 条）。

なお、延長申請理由が生じてから 30 日が経過する前に延長申請書が提出された場合には、当該理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない状態が継続することが確実と判断される場合には、申請期間の到来前であっても当該延長申請書を受理して差し支えない。

ただし、この場合、高年齢雇用継続給付延長通知書は、申請期間の到来後に申請書の記載内容が事実と相違ないことを確認した上で交付する。

b 延長申請書の手続に関する留意事項

(a) 申出の日において申請理由に係る期間の末日が確定（推定）できない場合には、延長申請書の 8 欄の末日については「継続中」と記載し、後日、当該申請理由がやんだ後に、当該申請者の届出に基づき記載する。

(b) 申請者は、申請後において、延長申請書の記載内容について重大な変更があったとき（例えば、延長申請書に記載した職業に就くことができない期間に 1 か月以上の変動が生じたとき、申請に係る理由と相互因果関係のある別の理由が生じたとき等）又は申請に係る理由がやんだときは、延長通知書を添えて、速やかにその旨を管轄安定所長に届け出なければならないとされているので、申請者に対してその旨の説明をしておく。

なお、申請に係る理由がやんだときを除き、この届出は必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない。

また、システムへの処理は、申請に係る理由が終了し、その届出があったときに行う。

(c) 当該延長申請と受給期間の延長申請を同時に行う場合の延長期間は、同じ期間となるよう、当該受給資格者を指導することとする。

(二) 延長通知書の交付

延長措置を決定した場合には、延長通知書（受給期間延長通知書及び教育訓練給付適用対象期間延長通知書（様式第 17 号）と同一とする。）を当該受給資格者に交付する。

なお、システムへの処理は、申請に係る理由が終了し、その届出があったときに行う。

ロ 定年等の理由による者が一定期間安定した雇用就くことを希望しない場合

(i) 理由

基本手当に係る法第 20 条第 2 項に基づき認められている理由と同様とする（業務取扱要領

50281 参照。)。

具体的には、

a 延長措置は、次のいずれかの理由により離職した者（当該離職により受給資格を取得した者に限る。以下「定年退職者等」という。）について認められる。

(a) 60 歳以上の定年に達したこと

(b) 60 歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合に、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと

b 上記 a の(b)において、60 歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合とは、定年制に準じる場合、すなわち、労働協約、就業規則等により、個人的な契約ではなく制度的に退職の期限（退職の期限については、不確定期限も含まれる。）が定められている場合に限られる。

(d) 延長される日数

定年退職者等について延長措置が認められた場合、離職の日の翌日以後 1 年間に加えることができる期間は、求職の申込みをしないことを希望するとしてその者が申し出た期間（離職の日の翌日から起算して 1 年を限度とする。）に相当する期間である。

したがって、この場合のその者の延長される期間は最大 1 年間である。

(e) 延長申請の手続

a 延長申請書の提出

受給期間の延長の措置を受けようとする者は、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して 2 か月以内に、延長申請書を当該受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。

なお、前記イの場合と同様にこの延長措置を受けようとする場合は、基本手当に係る受給期間延長申請（法第 20 条第 2 項）も行うよう当該受給資格者を指導することとする。

この場合において、天災その他やむを得ない理由のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内に申請すればよい。

なお、天災その他やむを得ない理由のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、その事実を証明することができる官公署の証明書又は住所又は居所を管轄する安定所長が適当と認める者の証明を添付させる。

b 延長期間の変更

定年等の理由により離職した日の翌日から起算して 2 か月（天災その他やむを得ない理由のため当該 2 か月以内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由のやんだ日の翌日から起算して 7 日）以内であれば延長期間の変更が認められる。

この場合、猶予期間を変更しようとする者は、延長申請書に延長通知書を添付して住所又は居所を管轄する安定所長に提出しなければならない。

(i) 延長通知書の交付

前記イの(i)と同様に、延長通知書を当該受給資格者に交付する。

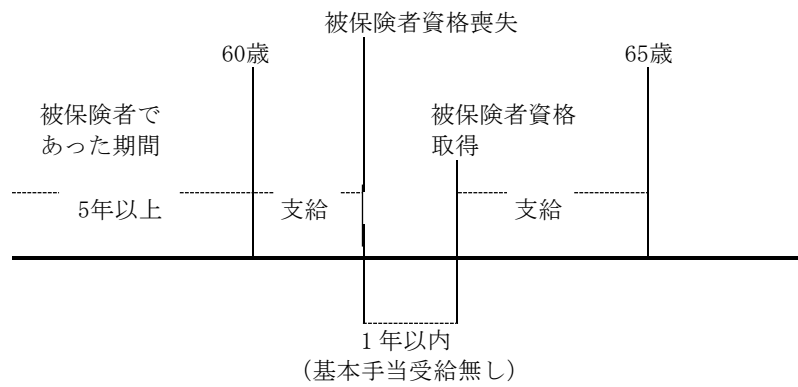
ハ 基本手当に係る受給期間の延長申請、教育訓練給付に係る延長申請と高年齢雇用継続給付に係る延長申請について

(i) 上記イ(e) a 及びロ(e) a のとおり、高年齢雇用継続給付に係る延長申請が行われた場合は、基本

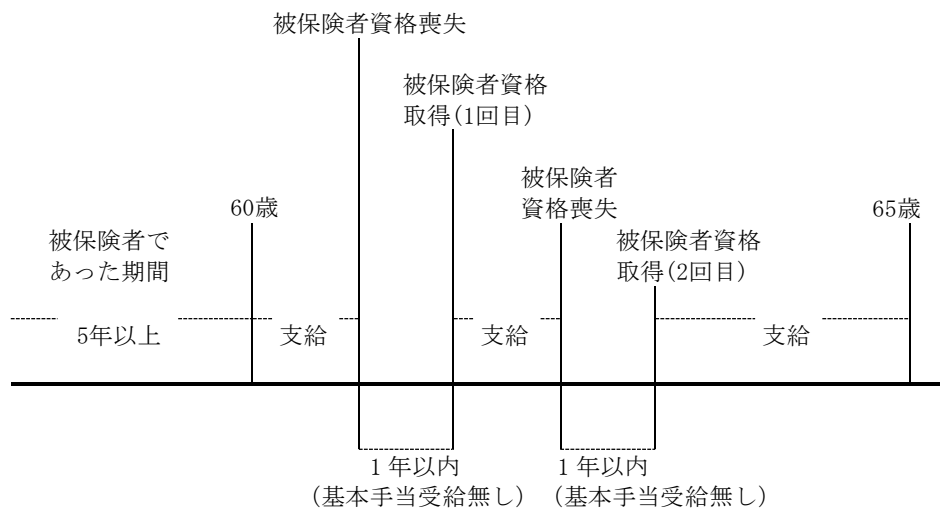
手当及び教育訓練給付に係る延長申請も同時に行うよう指導するとともに、高年齢雇用継続給付の受給資格者が、基本手当及び教育訓練給付に係る延長申請を行う場合も、高年齢雇用継続給付の延長申請を行うよう、当該受給資格者を指導する。

- (ロ) この高年齢雇用継続給付の延長申請書と受給期間延長申請書、教育訓練給付適用対象期間延長申請書は、同一の様式であるので、複数の延長申請を同時に行うことができる。
- (ハ) 在籍出向等により 1 日の空白もなく被保険者資格を喪失している場合であっても、基本手当の受給資格に係る離職の日が、当該在籍出向等の前の離職にあらざる喪失についてである場合については、その後の高年齢雇用継続給付の延長申請書の 4 欄の「被保険者となった年月日」の欄には、当該出向時の被保険者資格の取得年月日を記入することとする。

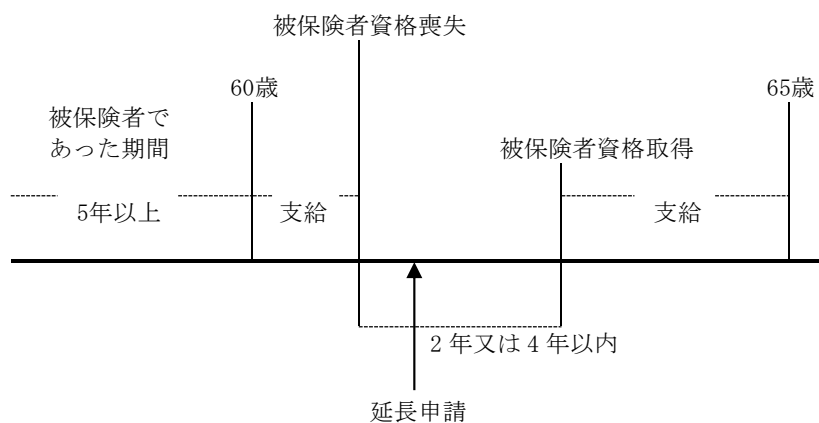
(例示 1) 基本給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失した場合



(例示 2) 基本給付金の受給資格者について 2 回被保険者資格の喪失があった場合



(例示 3) 基本給付金の受給資格者が離職後延長申請を行った場合



受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記載に当たっての注意

- 1 記載すべき事項のない欄は空欄のままとし、※印欄には記載しないこと。
- 2 この申請書により同時に複数の延長等の申請を行うことができるが、申請しない延長等がある場合は表題の申請しない延長等の文言を抹消すること。

- 3 妊娠、出産、育児（3歳未満の乳幼児の育児に限る。ただし、教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、18歳未満の者の育児に限る。）、疾病、負傷等により職業に就くことができない（対象教育訓練の受講を開始することができない）ため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長（ただし、教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付延長申請は公共職業安定所長に限る。）に対し、上記の理由により職業に就くことができなくなった（対象教育訓練の受講を開始することができなくなった）期間が30日に至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日（教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付の延長に関しては、一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日）から起算して4年（教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年）を経過する日までの間（延長された期間が4年（教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年）に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）に提出すること。

なお、職業に就くことができない場合は、受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票）を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。

- (2) 2欄については、申請する延長を全て○で囲むこと。
- (3) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。
- (4) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。
- (5) 7欄は「イ」を○で囲み、職業に就くことができない（対象教育訓練の受講を開始することができない）理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
- (6) 8欄は7欄の理由により職業に就くことができない（対象教育訓練の受講を開始することができない）期間を記載すること。

なお、職業に就くことができない期間と対象教育訓練の受講を開始することができない期間が異なる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があること。

- (7) 受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「・第31条の3第1項・第31条の6第1項」の文字を抹消すること。

また、受給期間の延長を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等」、教育訓練給付適用対象期間の延長を申請しない場合は「教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」、高年齢雇用継続給付の延長を行わない場合は「高年齢雇用継続給付の次の支給申請可能な支給対象月に係る延長」をそれぞれ抹消すること。

- 4 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に対し、定年等の理由により離職した日の翌日から2か月以内に離職票を添えて提出すること。

- (2) 2欄については、申請する延長を全て○で囲むこと。

ただし、教育訓練給付適用対象期間の延長は○で囲まないこと。

- (3) 6欄及び9欄は記載しないこと。
- (4) 7欄は「ロ」を○で囲み、離職理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
- (5) 8欄は求職の申込みをしないことを希望する期間を記載すること。

- (6) 受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「第31条第1項・」「第31条の6第1項」「教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」の文字を抹消すること。

また、受給期間の延長を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」、高年齢雇用継続給付の延長を申請しない場合は「高年齢雇用継続給付の次の支給申請可能な支給対象月に係る延長」をそれぞれ抹消すること。

(55) 2022. 10

5 事業を開始等したため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に対し、事業を開始等した日の翌日から2か月以内に受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。

- (2) 2欄については、「受給期間」を○で囲むこと。

なお、事業の開始等による教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付の延長申請はできないこと。

- (3) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。

- (4) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。

- (5) 7欄は「ハ」を○で囲むこと。

- (6) 8欄は有期の事業を予定している場合には、事業の実施予定期間を記載すること。

なお、有期の事業でない場合には末日は記載しないこと。

- (7) 9欄は記載しないこと。

- (8) 事業の開始等により受給期間の延長等を申請する場合は、申請書下方の「第31条第1項・第31条の3第1項・」「教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長」の文字を抹消すること。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏名			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別	男・女
	住所又は居所	〒 (電話)								
2 申請する延長等の種類	受給期間 ・ 教育訓練給付適用対象期間 ・ 高年齢雇用継続給付									
3 離職年月日	令和	年	月	日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	
5 被保険者番号										
6 支給番号										
7 この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由									
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和	年	月	日から	※ 処理欄	令和	年	月	日から	
※ 延長等後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和	年	月	日						
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称				診療機関の名称・診療担当者					
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿 申請者氏名										
備考					離職票交付安定所名					
					離職票交付年月日					
					離職票交付番号					

※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者

(55) 2022.7

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長通知書

1 氏 名			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性 別	男・女			
2 申請する 延長等の種類	受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付											
3 離職年月日	令和	年	月	日	4 被保険者と なった年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
5 被保険者番号												
6 支給番号												
7 受給(教育訓練給付適用対象)期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由											
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間					令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
※ 延長等後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日											
雇用保険法施行規則第31条第6項・第31条の3第3項・第31条の6第4項の規定により受給期間、第101条の2の5第3項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間、高年齢雇用継続給付の次の支給申請可能な支給対象月を、上記のとおり延長等する。 令和 年 月 日 管轄公共職業安定所 又は管轄地方運輸局 の所在地 公共職業安定所長 名 地方運輸局長 名												

注 意

- この通知書は、申請に係る給付を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 申請書の記載内容に重大な変更があったとき(例えば、職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)理由や期間に変更があったとき)には、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始できない)理由がやんだとき又は事業を廃止・休止したときは、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の場合、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていないときは離職票)に添えて、この通知書を提出すること。
- 高年齢雇用継続給付延長の場合、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けておらず、60歳以上で職業に就いたときは、離職票及び高年齢雇用継続給付受給資格確認票に添えて、この通知書を提出すること。

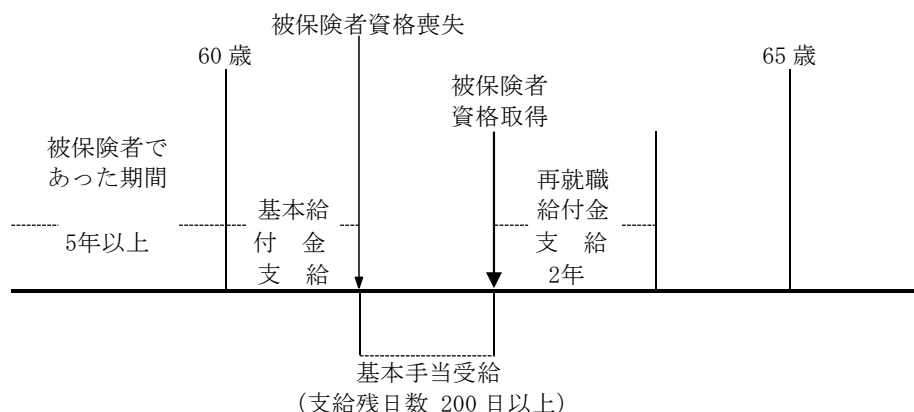
申請種別 ☐ 1: 受給期間 313: 高年齢 ☐ 513: 教育訓練							
1. 支給番号	-						
2. 被保険者番号	-						
3. 被保険者となった年月日							
4. 職業に就くことができない期間又は求職申込みをしない期間	理由 <table border="1"> <tr> <td>1 妊娠・出産・育児</td> <td>2 病気・負傷(高年齢の場合1)</td> </tr> <tr> <td>3 立派な理由がやむを得ないと認められる理由(高年齢の場合1)</td> <td>4 定年等(高年齢の場合2)</td> </tr> <tr> <td>5 事業の開始等</td> <td></td> </tr> </table>	1 妊娠・出産・育児	2 病気・負傷(高年齢の場合1)	3 立派な理由がやむを得ないと認められる理由(高年齢の場合1)	4 定年等(高年齢の場合2)	5 事業の開始等	
1 妊娠・出産・育児	2 病気・負傷(高年齢の場合1)						
3 立派な理由がやむを得ないと認められる理由(高年齢の場合1)	4 定年等(高年齢の場合2)						
5 事業の開始等							
備考	※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者						

59313 (3) 基本給付金の受給資格者が基本手当受給後に被保険者資格を再取得した場合

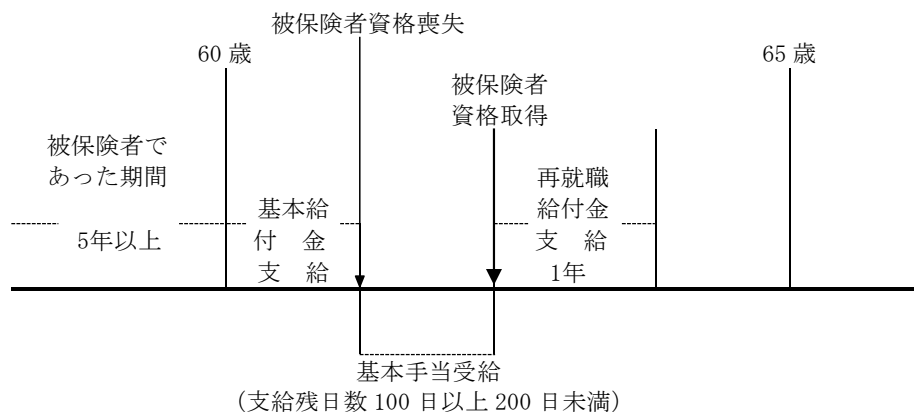
基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受け、その後雇用され被保険者資格を再取得した場合であって、当該取得日が当該基本手当に係る受給期間内にあり、かつ、当該基本手当に係る支給残日数が100日以上であるときに、再就職給付金の支給対象となり得る。

また、受給資格者が離職後、基本手当を受給した後に基本手当に係る受給期間を延長した場合も、高年齢雇用継続給付に係る延長を行った場合も、その後当該期間内に被保険者資格を取得し、支給残日数が100日以上の場合は再就職給付金の受給資格者となり得るので留意する。

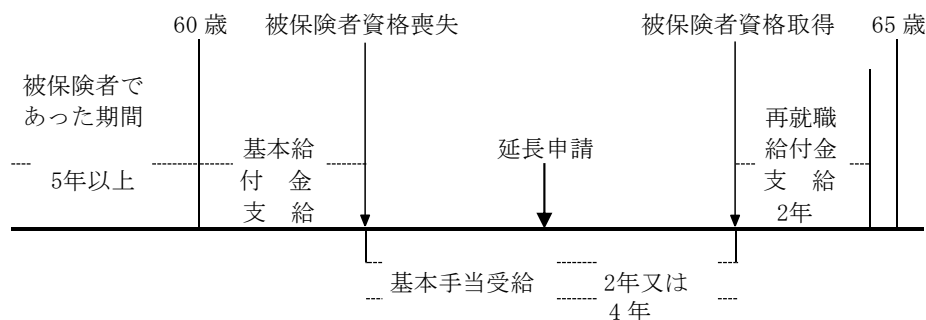
(例示1) 基本給付金の受給資格者であった者が支給残日数200日以上で被保険者資格を再取得した場合（再就職給付金が支給される場合）



(例示2) 基本給付金の受給資格者であった者が支給残日数100日以上200日未満で被保険者資格を再取得した場合（再就職給付金が支給される場合）



(例示3) 基本給付金の受給資格者が離職後基本手当を受給し、延長申請を行った場合（支給残日数200日以上で再就職し、再就職給付金が支給される場合）

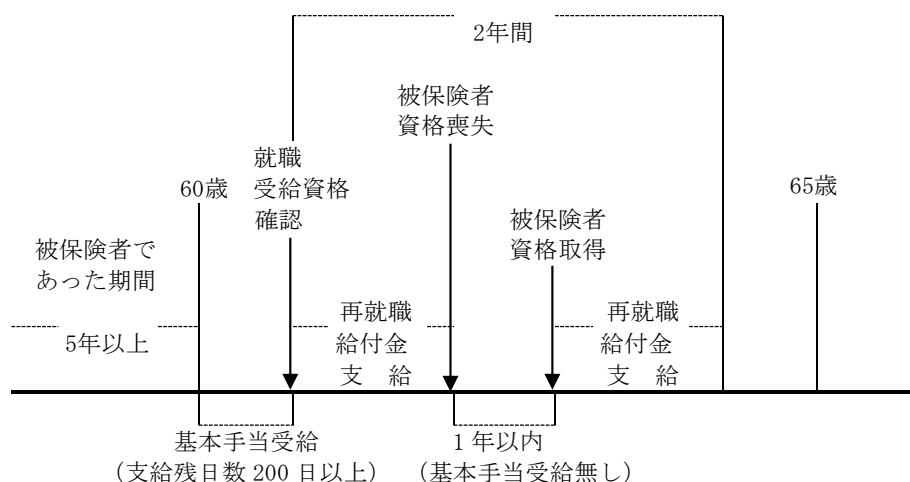


59314 (4) 再就職給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失後基本手当を受けずに再取得した場合

イ 再就職給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに、受給期間内に雇用され被保険者資格を再取得したときは、当該再就職給付金に係る支給期間内（1年ないし2年）にあれば、当該再就職給付金の受給資格に基づき、引き続き再就職給付金の支給は可能である。

この場合、再就職給付金の受給資格者について、被保険者資格を喪失した後の1回目の再取得についてのみならず、2回目以降の再取得についても、上記の要件に該当すれば再就職給付金の支給が可能である。

(例示) 再就職給付金の受給資格者（支給残日数200日以上）が被保険者資格を喪失した場合



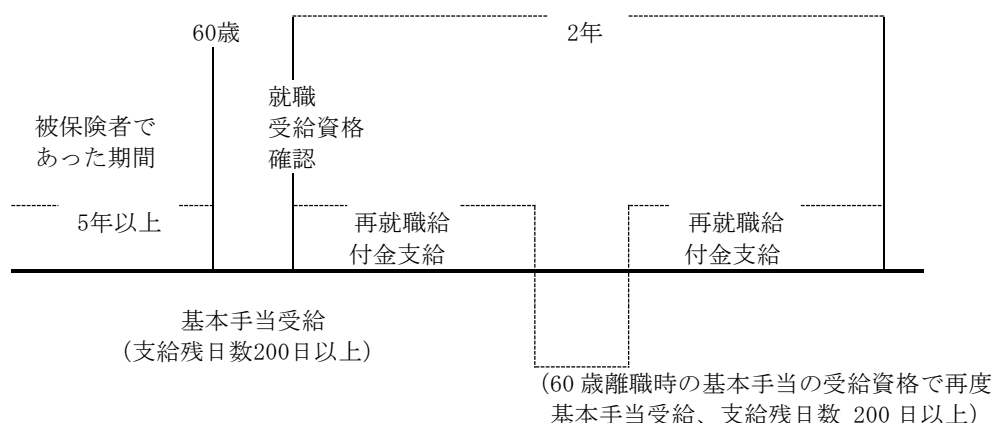
再就職給付金の受給資格確認後2年間の期間内であれば、所要の要件を満たす場合に、被保険者資格の再取得後も、当該再就職給付金の受給資格に基づき支給が可能

ロ 再就職給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けた場合は、新たな基本手当の受給資格に基づいては再就職給付金の受給資格は生じないので、その後被保険者資格の再取得があったとしても、再就職給付金の支給対象とはならない。

ただし、被保険者資格喪失後、当該再就職給付金に係る基本手当の受給資格に基づいて、再度基本手当を受給した後、被保険者資格の再取得があった場合は、当該再度の基本手当の支給分を差し引いても支給残日数が100日以上又は200日以上であるかぎり、再度再就職給付金の支給対象となる。

この場合の支給期間は、当初の支給期間すなわち当該再就職給付金の受給資格確認に係る被保険者資格の取得時点から起算して2年又は1年となる。

(例示)



また、当該再度の基本手当を受給した結果、支給残日数が 200 日以上から 200 日未満（100 日以上）となった場合であっても、再就職給付金の対象となるが、この場合の支給期間は、再就職給付金に係る最初の被保険者資格を取得した時点から起算して 1 年となるので留意する。

なお、再就職給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、延長申請を行った場合は、59312 のとおり 1 年を超えた後に被保険者資格を再取得したとしても、当該再就職給付金の支給は可能であるが、当該 1 年となる期間が延長されたとしても支給期間（1 年ないし 2 年）は延長されることはないので留意する。

59315 (5) 被保険者資格の再取得後の手続に係る留意事項

イ 基本給付金又は再就職給付金の受給資格者が被保険者資格をいったん喪失した後に新たに雇用され、引き続き基本給付金又は再就職給付金の支給を受けようとするときは、当該新たに雇用されることとなった事業所について、定められている支給申請月について支給申請を行うよう受給資格者及び事業主を指導する。

なお、このように基本給付金又は再就職給付金の受給資格者が、引き続き基本給付金又は再就職給付金の支給の対象となる場合であって、当該喪失前の事業所管轄安定所と今回新たに雇用されることとなった事業所管轄安定所が異なる場合であっても、求職者給付及び再就職手当と同様の移管の手続きは、必要ないので留意する。

ただし、当該被保険者資格の取得届の処理後において次回の支給申請までの間に当該事業所管轄安定所において、高年齢雇用継続給付支給再開入力票を処理する必要がある。

ロ 基本手当又は特例一時金を受給しない場合とは、基本手当に係る受給資格の決定を受けたが、これらを 1 日分も受給しない場合も該当する。

したがって、法第 21 条の待期期間中、あるいは法第 33 条の給付制限期間中に再就職し、被保険者資格を取得した場合は、これに該当し、その後の基本給付金（再就職給付金）の支給が可能である。

59351 - 59370 第7 出向時の高年齢雇用継続給付の取扱い

59351 - 59360 1 出向に係る雇用保険法上の取扱い

59351 (1) 原則

出向に係る雇用保険法上の取扱いについては次のとおりである。

- イ 出向の形態が当該出向元事業主の雇用関係を終了する場合であって、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたものについては移籍出向、それ以外のものについては在籍出向として取り扱うこととしている。
- ロ 在籍出向が行われた場合の被保険者資格は、主たる賃金の支払いがある事業主の雇用関係について生じるものであること。

59352 (2) 在籍出向に係る取扱い

一の事業主の下で雇用されている受給資格者が途中で出向した場合に、当該出向が在籍出向であるときの取扱いは以下のとおりとなる。

- イ 当該在籍出向が行われても、主たる賃金の支払いが引き続き出向元事業主による場合は被保険者資格を喪失しないので、引き続き出向元事業主の下で高年齢雇用継続給付の支給対象となり得る。
- ロ 当該在籍出向により主たる賃金の支払いが出向先事業主に移った場合は、当該被保険者資格を喪失した後 1 日の空白もなく被保険者資格を取得した場合には出向先事業主の下で高年齢雇用継続給付の支給対象となり得る。

59353 (3) 移籍出向に係る取扱い

移籍出向の場合も在籍出向の場合と同様である。

一方、在籍出向、移籍出向であるかにかかわらず、当該出向により被保険者資格を喪失した後 1 日以上空白があつてから出向先事業所に再雇用された場合は、前記 59311 - 59320 に記載した資格喪失後再度被保険者資格を取得した場合の取扱いにより、当該出向先事業主の下で高年齢雇用継続給付の支給対象となり得るか否かを判断する。

59354 (4) 高年齢雇用継続給付の受給資格者が出向した場合の事務取扱い

- イ 高年齢雇用継続給付の受給資格者が在籍出向を行った場合であつて被保険者資格を喪失しない場合は、引き続き、出向元事業主に係る事業所管轄安定所において所要の支給申請手続を行う。
- ロ 高年齢雇用継続給付の受給資格者が出向を行った場合であつて、当該被保険者資格の喪失後 1 日の空白もなく被保険者資格を取得した場合には、雇用関係が継続しているものとみなされるので、当該喪失が離職によるものか否かにかかわらず（当該喪失が「離職にあらざる被保険者資格の喪失」であるか「離職による喪失」であるかにかかわらず）、当該出向のあつた月も支給対象となり得る。

この場合の当該出向のあつた月に係る支給申請は、出向後の事業所管轄安定所に対して行うこととしている。

また、出向元事業主及び出向先事業主が行う支給申請手続については、59302 の高年齢雇用継続給付の受給資格者が離職により被保険者資格を喪失した場合であつて 1 日の空白もなく再就職等により被保険者資格を取得した場合の取扱いと同様である。

- ハ 出向が行われた場合においては、被保険者資格は主たる賃金の支払いがある方となるが、出向

中に出向元事業主と出向先事業主の双方で賃金支払いのある場合には、被保険者資格を有することとなった事業主の雇用関係に基づく賃金額のみならず、もう一方の雇用関係に基づく賃金の支払額も合わせた額を支給申請書中の「支払われた賃金額」の欄に記入することとする。

なお、この場合の被保険者資格を有していない雇用関係に基づく賃金は、高年齢雇用継続給付の支給の基礎となる被保険者資格の場合と同様暦月で支給日を基準として把握する。

この申告の結果、各月毎の合計賃金額が 60 歳到達時等の平均賃金月額の 75%を超える場合については、高年齢雇用継続給付の支給は行わない。

また、各月毎の合計賃金が登録賃金月額の 75%に満たない場合は、この 75%に達する額を限度として高年齢雇用継続給付を支給することとなる。

59371—59400 第8 未支給高年齢雇用継続給付の支給

59371—59380 1 未支給高年齢雇用継続給付の支給

59371 (1) 未支給高年齢雇用継続給付の支給対象者

イ 未支給高年齢雇用継続給付の支給対象者は、死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子（養子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「遺族」という。）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。

ここにいう未支給高年齢雇用継続給付とは、遺族が支給の請求をすることができる死亡者に係る未支給の高年齢雇用継続給付をいい、具体的には当該受給資格者の死亡直前の支給申請の対象となった最後の支給対象月の翌月以後死亡するまでの間の支給対象月についてである。

なお、未支給高年齢雇用継続給付は、死亡した日が暦月の途中である場合、当該死亡した日の属する雇用月については支給することができない。

ロ 未支給高年齢雇用継続給付の支給対象者については、次の諸点に注意する。

(イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。

ただし、民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り扱う。

(ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記イで述べた順序である。

また、支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる。

したがって、1人の者から請求があれば、請求権の時効の更新の効果は他の親族にも及ぶこととなり、また、同順位者が2人以上あっても請求人の1人に全額を支給すればよいこととなる。

(ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。

したがって、生計を維持されたことを要せず、また、必ずしも同居していたことを要しない。生計を維持させていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

59372 (2) 未支給高年齢雇用継続給付の請求

イ 遺族が、未支給高年齢雇用継続給付のうち、死亡者が死亡のため支給申請を行うことができなかった期間に係る高年齢雇用継続給付の支給を受けようとするときは、安定所に出頭し、死亡者が当該高年齢雇用継続給付を受けようとする期間に支給要件を満たしていたか否かについての確認を受けなければならない。

したがって、支給を受けようとする遺族は、当該死亡者を雇用していた事業主から支給申請書の記載内容の証明を得た上で、当該事業主を通じて事業所管轄安定所に提出することとなる。

ただし、安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、遺族の代理人が安定所に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、当該認定を受けることができる。

この場合の「やむを得ない理由」とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させる。

ロ 民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、

失踪宣告を受けた者に係る取扱いについては以下のとおり。

(イ) 民法第30条第1項の規定に基づき失踪宣告を受けた受給資格者については、失踪期間（7年間）の満了の時に死亡したものとみなされるため、遺族から未支給高年齢雇用継続給付の支給の請求があっても支給できない。

(ロ) 民法第30条第2項の規定に基づき、失踪宣告を受けた受給者については、「危難ノ去リタル時」に死亡したとみなされるため、(イ)の者とは取扱いが異なり支給申請を行い得るものである。

ハ 支給要件の確認等の支給決定は死亡者の死亡の当時において雇用されていた事業所を管轄する安定所長が行う。

なお、管轄安定所長は遺族の申出により遺族の住居又は居所を勘案し、必要と認めるときは、未支給高年齢雇用継続給付の支給に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる。

59373 (3) 未支給高年齢雇用継続給付の支給手続

イ 未支給高年齢雇用継続給付に係る未支給失業等給付請求書の提出については、以下のとおり取り扱う。

(イ) 未支給高年齢雇用継続給付を受けようとする遺族（以下「未支給給付請求者」という。）は、事業主を通じて事業所管轄安定所長に対して、未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

(ロ) 未支給失業等給付請求書には、次の書類を添付しなければならない。

a 死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調査の写し、住民票の写し等官公署または医師の証明書である。

b 未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類

例えば、住民票の写し、戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書である。

なお、未支給給付請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。例えば住民票の写し等である。

c 未支給給付請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

例えば、住民票の写し等である。

なお、別居していた者にあつては送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等である。

(ハ) (ロ)の書類のほか、支給申請書及び証明書類を提出させる。

ただし、既に当該死亡者が提出しているときはこの限りでない。なお、提出させる届及び申請書の氏名欄には死亡者の氏名を記載させる。

(ニ) 未支給失業等給付請求書の個人番号の取扱い

事業主を通じて死亡者の遺族からえ未支給失業等給付請求書が提出された場合、遺族の住所、氏名、連絡先電話番号、代理人である事業主の住所、名称及び押印がある委任状により代理権の確認を行うとともに、事業主の身元（実在）確認は印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であつて、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「印鑑登録証明書等」という。）並びに社員証等、現に個

人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」により行うものとする。この際、事業所が雇用保険の適用事業所となるための手続を行う際に、印鑑登録証明書等により、実在する事業所であることを確認済みであるため、印鑑登録証明書等の提出は省略し、申請書を持参した者の社員証等で確認することとして差し支えない。

未支給の失業等給付の支給を受けようとする者の個人番号の確認は、50005(5)ロ(イ)、(ロ)に準じて行う。代理人（本人を雇用する事業主を除く）による申請が行われた場合であって、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があった場合は、上記の 50005(5)ロ(イ)の確認に加えて、委任状により代理人の代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認する。

ロ 未支給高年齢雇用継続給付の請求

(イ) 未支給給付請求者は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して 6 か月以内に死亡者を雇用していた事業主の事業所管轄安定所に出頭して未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

(ロ) 死亡者が支給要件の確認を受けていない未支給高年齢雇用継続給付の支給を受けようとする場合における当該死亡者について支給要件に該当しているか否かの確認は、未支給高年齢雇用継続給付申請書を提出した上、これを受けることが必要である。

ハ 未支給高年齢雇用継続給付の支給

(イ) 未支給高年齢雇用継続給付は支給決定をした日の翌日から起算して 7 日以内に支給する。また、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。

(ロ) 未支給給付請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。

なお、遺族が請求しないで死亡した場合は、その遺族の相続人は未支給高年齢雇用継続給付の請求権者とはなれない。この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。

(イ) 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給高年齢雇用継続給付を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合は、その者に未支給高年齢雇用継続給付を支給しなければならない。

この場合、下位の順位者に既に支給した未支給高年齢雇用継続給付については返還を求めなければならない。

59374 (4) 未支給高年齢雇用継続給付の支給

遺族から未支給高年齢雇用継続給付に係る未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて請求のあった高年齢雇用継続給付につき支給要件に該当するものであるか否か及び未支給給付請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給または不支給を決定する。

1. 死亡した者	氏 名	夫 和 番号	
	死亡の場所又は居所	被保険者番号	
	死亡年月日	令和 年 月 日	
2. 請 求 者	氏 名 (カ ナ)		
	氏 名		
	姓 名 番 号		
	生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日
	住所又は居所		
	死亡した者との関係		
3. 請求する失業等給付等の種類	基本手当、扶養所得手当、苦労手当、傷病手当、高年勤続職労給付金、特別一時金、日勤労働報酬給付金、所定職手当、就業促進定着手当、育児就職支度手当、移転費、求職活動支援費、教育訓練給付金、教育訓練修得給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、此生時育児休業給付金、非正規雇用労働者給付金、育児時短就業給付金、教育訓練支援給付金		
上記により未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を請求します。			
令和 年 月 日	請求者代表		
会社 兵庫県安定所又は 地方運輸局 記載欄	公共職業安定所長 地方運輸局長		
所長	次長	課長	係長

この請求書は、受給資格者、高年齢受給資格者、特別受給資格者、旧軍方機転職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金、教育訓練給付金給付金又は教育訓練給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付金の支給を受けることができる者又は育児休業等給付金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者等」という。）が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡した当時の住所又は住所を管轄する公共職業安定所又は地方選挙区長（ただし、教育訓練給付金、教育訓練給付金給付金、高年齢雇用継続給付金、高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金及び教育訓練給付金給付金は公共職業安定所の長に限る。）に提出すること。

2 この個人番号欄には請求者の個人番号を記載すること。

3 この年月日欄については、該当する月号を○で囲むこと。

4 9欄については、請求しようとする失業等給付金を○で囲むこと。

5 この請求書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特別受給資格者証、被保険者手帳又は教育訓練修習給付金受給資格決定通知のいずれかの書類を添えること。ただし、(4)から(21)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。

(1) 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類——死亡診断書等

(2) 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類——戸籍簿本等

(3) 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じうしていたことを証明することができる書類——住民票の簿本等

(4) 基本手当、高年齢雇用継続給付金又は特別一時金を請求するとき——失業認定申告書

(5) 労務費手当又は育児手当を請求するとき——公共職業安定所受給届書

(6) 傷病手当を請求するとき——傷病手当支給申請書

(7) 再就職手当を請求するとき——再就職手当支給申請書 (8) 就業促進手当を請求するとき——就業促進手当支給申請書

(9) 雇用継続高度手当を請求するとき——雇用継続高度手当支給申請書

(10) 再就職を請求するとき——再就職手当申請書 (11) 求職活動支援費を請求するとき——求職活動支援費支給申請書

(12) 教育訓練給付金を請求するとき——教育訓練給付金支給申請書等

(13) 教育訓練給付金給付金を請求するとき——雇用保険被保険者教育訓練修習給付金月額証明書、教育訓練給付金支給申請書又は教育訓練修習修了認定書等

(14) 高年齢雇用継続給付金を請求するとき——高年齢雇用継続給付金支給申請書・（別添）高年齢雇用継続給付金支給申請書又は高年齢雇用継続給付金支給申請書

(15) 介護休業給付金を請求するとき——介護休業給付金支給申請書

(16) 育児休業給付金を請求するとき——育児休業給付金受給資格確認書・（別添）育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書又は育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書

(17) 出生時育児休業給付金を請求するとき——育児休業給付金受給資格確認書・出生時育児休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書

(18) 出生後休業支援給付金を請求するとき——出生後休業支援給付金支給申請書等

(19) 育児時短就業給付金を請求するとき——育児時短就業給付金受給資格確認書・（別添）育児時短就業給付金支給申請書又は育児時短就業給付金支給申請書

(20) 教育訓練給付金を請求するとき——教育訓練給付金支給申請書 (21) その他必要な書類

6 請求者若しくは記載すること。

7 9欄印には、記載しないこと。